

が、この集落がある白川村が爆発的に観光客を伸びたのは、平成七年の世界遺産登録でした。世界遺産登録自体が大きなニュースになるということがあります。登録後二十年以上たつた今日も大勢の観光客が訪れていることを考へると、地元の努力はもとより、今日のネット社会において、世界遺産、またワールドヘリテージサイトといつた、全世界に通じ、かつその価値が分かりやすいネーミングが世界中の人々の注目を集めることに大きく寄与していると考えられます。

そこで、文化財保護という観点はもちろんですが、文化財自体への理解促進や、世界中に我が国の文化のすばらしさをアピールし、観光などを通じた地方創生をより一層促進するため、現在の文化財保護法による文化財の区分や、その区分の名称、また表記等について、世界中にアピールできるようにより分かりやすいものにする努力が重要であると思いますが、その必要についていかに考えでしようか。

また、今回の法改正により、文化芸術教育に関する事務を文部科学省から文化庁に移管し、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成まで一貫的な施策の展開がされると伺っております。学校の現場で、未来を担う子供たちが、より優れた文化芸術に触れ、学ぶ機会が増えることで、我が国の文化芸術教育の質が飛躍的に向上するとして期待しています。

ただ、せっかく文化芸術教育に高い能力を持つ人材を育成したとしても、学校教育の現場で活用できなければ、一元化の一番大切な意義をなくしてしまいます。

そこで、文化庁は、この文化芸術教育の一元化を、未来の子供たちを育む力として、そして将

来、心の豊かさを我が国の活力として生かせるよう、特に、学校教育の現場をつかさどる地方自治体とどのように連携し、一元化の効果を最大限に発揮されるように取り組むおつもりなのか、伺います。

さらに、今回の法改正では、博物館に関する事務が変更されます。現在は、美術館等を含む博物館制度は文部科学省が所管し、美術館や歴史博物館といった一部の類型の博物館のみを文化庁が所管する形となっていますが、今回、これらを一括して文化庁の所管とし、博物館行政の更なる振興を図ると伺っています。

日本からもルーブルやオルセー美術館等に毎年多くの方が本物に出会いに出かけられますように、美術館、博物館は、国内外から多くの観光客を集めることのできる潜在的ポテンシャルの高い施設であります。美術館や博物館を訪れることが自体が旅の主な目的となつていて、観光パターンも数多くあります。また、欧州では、大勢の子供たちが本物の絵画の前に座り込み、感想を話し合ったり、自由にスケッチをしたり、作品や展示品のレプリカに直接触れたりする授業があり、子供たちを豊かに育んでいます。

博物館法では、美術館を含む博物館は、資料の収集、保管、展示及び調査研究のほかに、来館者の学習やレクリエーション等に資するための必要な事業を行う施設とされています。

そこで、今回の設置法改正に合わせて、後世に伝えていく保存に配慮しながらも、バランスを取つて、学校教育や観光など多様なニーズに応えられる施設づくりを柔軟な発想と運用で加速していただきたいと思いますが、いかにお考えでしょうか、お聞かせください。

最後に、科学技術についてお伺いいたします。今日は主に文化行政に関連する改正となつていますが、明日の日本をつくる子供たちへの教育、そして日本のイノベーションの基盤となる科学技術も、文部科学省の大切な所管事項であります。

ここで、日本の科学技術に関して一つの事例をお話させていただきます。岐阜県の土岐市に核融合科学研究所という世界最先端の研究所があります。ここでは、地上の太陽と言われる、安全で環境に優しい我が国独自のヘルカル方式でのプラズマ生成による核融合発電技術の実用化に向けた研究を進めています。

この研究所の名称には核という名称が付いていますが、実際、研究所に伺うと、普通の作業服で装置内に入り、実験準備をしている光景に出会います。是非一度皆様も研究所を訪れていただき、日本の技術の高さとその安全性を実感していただきたいと思います。

一億度以上の高熱を生み出し、太陽のエネルギーの源である核融合は、大気汚染物質を発生せず、海水中に燃料となる物質が全て含まれていることから、実現すれば、人類は恒久的な循環型のクリーンエネルギーを手に入れることができます。まさに夢のエネルギーであります。この技術が実用化されベースコード電源となれば、地球環境とエネルギー確保において、我が國のみならず、全ての生命に対しだけた恩恵となります。

ただ、核融合の核という言葉が原子力と混同されてしまうこともあります。正確な理解がされていないことも事実ですので、誤解を生まないためにも、核融合科学研究所から例えばプラズマ研究所などに名称変更して、国民の皆様に御理解いただけます。

新しい技術は人に伝わる易しい言葉で伝える努力とともに、一日も早い実用化に向け、オールジャパンで取り組んでいただきたいと思います。

最後に大臣のお考えを伺つて、私の質問とさせさせていただきます。

（国務大臣林芳正君登壇、拍手）

○国務大臣（林芳正君） 大野先生から五問の御質問をいただきました。

最初に、京都移転への決意についてお尋ねがございました。

文化庁の京都移転は、政府関係機関の地方への本格移転として初めての取組であり、東京と京都の二か所に分かれても業務を滞りなく進められ、我が国の文化行政が大いに推進されるよう、万全の準備が必要であると考えております。

このため、本法案により、文化庁の機能強化を図り、各府省庁との文化関連施策との連携を一層進めるとともに、京都移転により、改めて地方の目標での文化政策の立案に取り組むことで、文化庁職員の企画立案能力の向上、ひいては文化行政の強化を図ることが重要であると考えております。

文部科学省としては、文化庁の機能強化と京都移転との効果を、京都にとどまらせらず、地方創生や地方文化の発展、さらには文化芸術立国の実現につなげてまいりたいと思っております。

次に、文化財の区分や名称、表記等についてのお尋ねであります。我が国は文化的なすばらしさをアピールするためには、文化財の魅力を分かりやすく発信することが重要であると考えております。

文部科学省としては、平成二十八年度には、文

化財の多言語解説等による国際発信力強化における議論者会議を設置し、提言を取りまとめましたほか、今年度からは、訪日外国人の目線に立った多言語による解説整備事業を実施していく予定であります。

今後、諸外国における文化財の表記の例などについても研究を深めながら、より分かりやすく我が国の文化財の情報発信や理解促進が図ることができますよう、文部科学省としても様々な取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、芸術教育の一元化についてのお尋ねであります。これまで、文化庁におきましては、子供たちの優れた文化芸術の鑑賞、体験機会がより充実するよう取り組むとともに、伝統文化や生活文化を体験、習得できる機会の充実を図つてきましたところでございます。

今般の改正によりまして、学校における芸術に関する教育の充実の観点からも、文化庁が今まで培つてしまひました知見や文化芸術団体とのネットワーク等を今まで以上に活用するとともに、地方自治体の教育委員会や文化担当部局等とも連携をいたしまして、文化と教育の両分野における施策の一体的な推進を図ることで、芸術に関する教育を一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、博物館における多様なニーズに応えるための施設づくりのお尋ねでございますが、我が国博物館は、資料を収集・保管をして展示等を行う役割や機能に加えまして、学校教育との連携や観光拠点などとしての役割を果たすことが期待をされておるところでございます。

本法案におきまして、博物館法を含む博物館全般に関する件を文化庁に移管することで、学校

教育や観光など多様なニーズに応えられるよう

に、全ての博物館を対象に、博物館と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等との有機的な連携を図った地域の特色ある取組を支援したり、全ての分野の博物館の学芸員を対象とした管

理運営に関する研修を実施してまいります。

このような取組を通じて、博物館資料を次世代に継承する観点とのバランスに配慮しながら、社会のニーズに応じた博物館づくりを一元的に推進してまいります。

次に、核融合エネルギー研究開発についてお尋ねがありました。

核融合エネルギーは、エネルギー問題と環境問題を根本的に解決する将来のエネルギー源として、先生から御指摘があつたように、その実現が期待されている一方で、その開発は長期にわたるため、国民との信頼関係の醸成と理解を得る取組が重要だと考えております。

研究所の名称については、研究動向を踏まえながら、國民からより的確に御理解いただくことに留意し、まずは、当該研究所において、関係する研究者も交えて十分に検討をいたくことが必要と考へております。

また、核融合エネルギーの実用化に向けた取組としては、建設中のITER計画等を通じた、科学的、技術的実現性の実証や、将来の技術的、経済的実現性を実証する原型炉の実現を目指し、産学官が結集して実施する研究開発などを推進しております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 大島九州男君。

(大島九州男君登壇、拍手)

○大島九州男君 改めまして、おはようございます。国民民主党・新緑風会の大島九州男でござります。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました文部科学省設置法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

今の日本の良き伝統文化が失われつつある、これから日本の将来が心配だと感じている国民は多いのではないかと考えています。昔の企業家は、国家繁栄のため、利益を上げて、納税をする

こと、働く人の生活を安定させることに力を注いできました。この良き企业文化は、今や、企業の利益を株主の配当、企業の内部留保に充て、労働者への分配を怠る文化に変化してきているのではないか

か。その原因は、この国のトップである総理が、自分を支援してくれる一部の国民、株主に利益を配分するため、法とルールに基づいて行われるべき行政をゆがめたことがあります。

加計学園の問題については、これまでの構造改革特区の制度では無理筋だった案件を通すため、自分の意思を直接反映できる国家戦略特区という制度を利用し、岩盤規制に穴を開けると称して、トップダウンで自らの腹心の友だけのために便宜

を図り、ルールをねじ曲げ、結論ありきで物事を進め、疑問をぶつけられるやうそやこまかしで

更に問題や不信感を拡大をさせています。森友学園の問題に関しても、その一連の経緯を正当化するため、国民の奉仕者である公務員に、隠蔽、改ざん、虚偽答弁をさせる、この異常な政権が全ての元凶と受け止めています。

その結果、働く人の心はむしばまれ、尊い命が失われています。この現状を変えていかなければなりません。国民民主党は、主権者である国民がないがしろにされている今、主権者である国民を

国家の株主と捉え、全ての国民のための政策を実行していく政府の実現を目指して結党されましたが、その思いを胸に質問させていただきます。

少子高齢化、グローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流など、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策を展開することは、大変重要なことです。また、二〇二〇年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会は、我が国の文化芸術を世界へ発信する大きな機会であります。

昨年六月に全会一致で成立した文化芸術基本法では、その目的を、「文化芸術が人間に多くの恩恵をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行なう者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与すること」をうたっています。

文部科学大臣にお尋ねします。

この法律の趣旨と目的は、今回の法案においてどのように反映をされているのでしょうか。

また、今回の改正は、文化庁の機能強化を図るための改正であるとの説明がありました。現在でも文化庁では、我が国の文化行政をつかさどる行

知っていますが、今回の法改正により具体的に文化庁の機能は一体どのように変わるのでしょうか。

そして、文化庁の機能強化をする中で、本拠地を京都に移転することが予定されていると聞いています。確かに、京都は文化都市、観光都市として大きな成果を上げている都市の一つあります。が、インバウンドで多くの外国人観光客が訪れて混雑を極める京都より、同じ古都である奈良がよいのではないかという意見もある中、なぜ京都なのでしようか。

多くの芸術団体が東京を中心に活動していますし、京都以外の都市でも様々な文化拠点が存在します。文化庁が京都に移転することの必要性、意義は何でしょうか。

先日の文教科学委員会において、日本漢字能力検定協会の理事長が、自身の協会の職員の件について虚偽とも取れる発言を行い、また、京都市教育委員会との教育施設の土地取引において、常識では考えられない疑問の多い取引を行っているとの指摘に対して何の説明もなく、第三者委員会の設置に関する回答もありません。文化庁の京都移転に傷が付くおそれのあるこの問題をまず解決すべきと考えます。

それに加え、京都産業大学は加計学園と同じよう、京都に新設を希望していましたが、結局、安倍総理のお友達の加計学園に決まつてしまつたために、おわびの意味などということはよもやないと思いますけれども、京都移転に決まりました経緯とともに、文部科学大臣の答弁を求めます。

また、全ての機能が京都に移転するのではない、一部の機能は東京に残ることを想定されてい

るそうですが、東京と京都の二元的な組織では、行政の効率化の観点から、行政機能の低下も懸念されています。この点、文化行政に混乱を来さないことはもちろん、京都と東京に拠点が分かれています。この点、文化行政に混乱を来さないよう、どのような対応を考えているのか、お聞かせください。

さらに、機能強化を図る上で重要な点は、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における策に横断的に取り組むとともに、日本文化のブランド力を高め、国際的に強力に発信することであると考えます。そのためには省庁の縦割りを超えた連携が必要であると考えますが、省庁を超えた文化行政の実現のためにどのように取り組んでいくつもりでしようか。文部科学大臣の考え方をお聞かせください。

関連して、文化庁に移管される業務についてお尋ねします。

これまで文部科学省本省で所管していた、図工や美術、音楽などの芸術に関する科目を文化庁に移管するということですが、児童生徒の健やかな成長にとって文化芸術に関する教育は大変重要です。学校教育において学習指導要領を基に取り組まれているこれらの教育の質は果たして上がるのか、文化庁に芸術教育に関する事務を移管することの目的、効果をどのように考えているのか、お示しください。

同様に、博物館についても文化庁に移管されるということですが、移管することによりどのような効果があるとお考えでしょうか。博物館は図書館や公民館などと同じ社会教育施設の一つであります。ですが、社会教育を所管する文部科学省ではなく

く、文化庁に博物館行政が移管されることでどのように変わるのでしょうか。移管することの目的、効果をお示しください。

文化芸術基本法の審議の際にも、文化芸術の振興に今以上にしっかりと取り組むべきだという議論をしておりますが、文化予算は、現在、国家予算の〇・一%、一千億程度にとどまっている現状です。予算規模も諸外国並みにする必要があると考えます。

そこで、今回の法改正を受けて、一層の文化芸術の振興に取り組むために文化予算を増額すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、安倍政権は、構造改革特区ではなかなかつた加計学園の獣医学部の新設を、国家権力を行使して、私的な個人利益のために新たな制度につくり変え、目的を達成しました。このことは、安保法制の際の憲法解釈の変更にも見られたように、自分の願いの達成のためには手段を選ばず突き進む、そのため多くのか弱き国民が危険にさらされている現実を見たとき、一日も早く安倍政権は終えんを迎えなければならぬと痛感しています。

立憲主義を踏みにじり、国民を欺き、隠蔽、改ざんを官僚にそんたくさせるような徳のない総理は、この神宿る大和の國のトップに最もふさわしくない人物であることを総理自らが自覺し反省して、御自身の言葉どおり潔く総理も国会議員も辞職されるか、解散総選挙で正々堂々と国民に信を問うことを求め……

○議長(伊達忠一君) 大島君、時間が経過しています。

○大島九州男君(続) 私の質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)
○国務大臣(林芳正君) 大島先生から、最初に、本法案と文化芸術基本法の関係についてお尋ねがありました。

昨年六月に成立をいたしました文化芸術基本法では、文化芸術に関する施策の推進に当たりまして、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、

産業等の関連分野との連携が求められるなど、文

化行政の新たな展開の必要性がうたわれております。

本法案は、文化芸術基本法の趣旨や目的を踏まえまして、文化庁がこうした新たな動きに対応し、その役割を果たすことができるよう、文化行政の体制を整備するものでございます。一文部科学省としては、これを機に更なる文化振興を図りまして、文化芸術立国の一実現に向けて取り組んでまいります。

次に、文化庁の機能がどのように変わるのかについてのお尋ねでございますが、本法案では、文部科学省及び文化庁の所掌事務として、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、文化に関する関係行政機関の事務の調整を新たに追加することとしております。

これによりまして、文化庁は、新たな役割として、各府省間の調整を取りながら、政府全体の文化行政の計画を取りまとめ、効果的に実施していくことなどが可能となります。

こうした取組の結果、文化庁が直接担当する文化施策のみならず、各府省の文化関連施策との連携を一層深めることで、各施策の相乗効果や好循環の創出が期待できると考えております。

次に、京都への移転の必要性と意義、移転が決まった経緯のお尋ねでありますが、東京一極集中

官 報 (号 外)

を是正するため、まち・ひと・しごと創生本部が、平成二十七年三月から、各道府県等に対し政府関係機関に係る誘致の提案募集を行つたところ、七省庁の移転が提案をされたところでござります。

これらの提案につきまして、地方創生、国の機関としての機能確保、移転費用等の各視点からの検討を進めた結果、文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都への移転により、文化財を活用した観光振興や観光客向けの効果的な文化発信、生活文化の振興に関する企画立案能力の向上が見込まれること、さらに、こうして生まれた先進的な取組が各地へ普及することで、その効果の全国的波及などが期待され、我が国の文化行政の更なる強化を図る上でも意義があること、移転費用について、京都側から土地の提供や、厅舎建設費用についての応分の負担をする意向が示されていて、京都への移転が決定したものと認識をしております。

こうした必要性や意義、経緯等を踏まえ、本格移転が円滑に進むよう、京都府、京都市や関係省庁などの関係方面と連携協力しながら、着実に準備を進めてまいります。

次に、文化庁が東京と京都に分かれるごとに、対応についてのお尋ねであります。文化庁の京都移転につきましては、現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、新たな政策ニーズ等に対応するための機能強化を図りつつ、これを行うこととされています。

このため、本法案をお認めいただいた後に予定される文化庁組織の改編においては、地方創生の拡充などに向けた機能強化を図ることも、国会対応や関係府省庁との連絡調整業務等につい

ては、その機能を引き続き東京に置く前提で体制を整備することとしております。

このように、文部科学省としては、京都と東京どI-C-T機器も活用しながら、京都と東京間の連携強化を図り、効率的、機動的な文化行政の推進に努めてまいります。

次に、省庁横断的な文化行政についてのお尋ねであります。平成二十九年六月に成立いたしました文化芸術基本法において、今後の文化芸術行政の展開が求められております。

本改正によりまして、例えば、国土交通省、観光庁と連携して文化財等の観光資源としての魅力向上を図ったり、農林水産省と連携をして地域の食のブランド化を図つたりするなど、文化庁だけでは困難であつても、関係府省庁と協働することにより効果を上げられるような事業に積極的に取り組むことができると考えております。

このように、文化庁が直接担当する文化施策のみならず、各府省庁の文化関連施策との連携を一層深めることで、各施策間の相乗効果や好循環の創出が期待できると考えております。

次に、芸術に関する教育の事務を移管する目的、効果についてのお尋ねでありますが、今回、芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文部科学省として、新たに移管することによりまして、今後、学校教育とつかりつながる形で、全ての子供たちへの芸術に関する教育の充実や文化芸術の振興、トップレベルの芸術家育成等を一体的に担

い、国民の文化芸術に関する素養の更なる向上と文化芸術を担う人材の育成強化を図りたいと考えております。

文部科学省としては、本改正により、文化庁が培つてきた専門的な知識やネットワーク等を今まで以上に活用することで、芸術や芸術文化と豊かに関わる子供たちの資質、能力を更に高めるとともに、文化芸術の新たな扱いの育成にもつながります。

次に、博物館に関する事務を移管する目的、効果についてのお尋ねでありますが、現在、博物館法も含めた博物館全般に関することは文部科学省が所管をしておりますが、博物館のうち大部分を占める美術館と歴史に関する博物館は、文化施設として既に文化庁が所管をしております。

このため、本法案においては、引き続き社会教育施設としての役割を果たしていくことを基本としつつ、博物館全般に関する所管を文部科学省本省から文化庁に移管することとしたしまして、博物館に関する行政をより一括していく体制を整備することとしております。

文部科学省としては、本法案による事務の移管を通じて、様々な分野の博物館の連携や、学芸員の資質の向上、文化観光拠点としての博物館施設の支援等の施策を通じて博物館全体の振興を一元的に推進してまいります。

最後に、文化予算の拡充についてのお尋ねでございますが、我が国の多種多様な文化芸術資源の一層の活用を通じまして、文化による社会的、経済的価値の創出を推進していくことは重要であると考えております。

また、文化芸術基本法でも、政府は、文化芸術施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置を講じていくこととされております。

文部科学省としては、今後とも文化芸術の振興に必要な予算の確保に努めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 神本美恵子君。
(神本美恵子君登壇、拍手)

会派を代表して、ただいま議題となりました文部科学省設置法案について質問いたします。行政がゆがめられたとは、加計学園をめぐる経緯の中で、前川喜平前文科事務次官が語った言葉です。行政は、言うまでもなく国民のために行われるべきものであり、とりわけ教育行政は、政治家や一部の利益者の不当な支配に服することなく、中立であることが求められています。文科省は、三月に起きた名古屋市立中学校への授業介入問題も含め、官邸や一部政治家の不当介入に服すことなく、国民のための教育行政ができるいるのか、いま一度このことを肝に銘じるべきであります。

林文部科学大臣にお尋ねします。

加計学園獣医学部が認可されるまでの経緯の中でも、行政がゆがめられたことはないと改めて断言できるのか。総理との会談はなかつたのにあつたとうそをついたという説明について、国民の税金が投入される私学助成の対象である加計学園に対して、まずは直ちに事実確認をし、会談で直ち上げが事実であれば、私学助成停止など、適切な対応をしなければ国民は納得しないと思いますが、いかがですか。

一昨日、財務省の公文書改ざん調査結果が発表されました。国会紛糾恐れ改ざん、麻生氏なぜ辞めぬ、政治家責任役員より重いなどと報じられています。国会を欺くための公文書改ざん、廃棄という違法行為、その違法行為を強いられ自殺にまで追い込まれ、一人の公務員の尊い命が失われた、改ざんに觸り国会で虚偽答弁を繰り返した佐川氏を適材適所と国税庁長官に任命、こうした財務省一連の不祥事の責任を百七十万円の給与返還、関係職員の処分で済ますことなど、到底国民の納得は得られません。

さらに、セクハラ問題についても、辞任した前事務次官に対する監督責任はもちろんのこと、麻生大臣自身が被害者をおとしめる発言を繰り返したこと自体がセクシュアルハラスメント行為そのものであり、許されるものではありません。

麻生大臣の監督責任、政治責任は重く、セクハラ問題も含め、再発防止の任にふさわしいとは到底思えません。その責任の取り方が国民に問われています。麻生大臣、監督責任、政治責任を取つてきっぱりお辞めになるべきです。いかがですか。

文部科学省設置法案について質問いたします。

二〇一六年十一月に文化審議会で出された答申、文化芸術立国実現を加速する文化政策が出され、新文化庁を目指してその機能強化を図ることとされました。それ以前の二〇一六年三月、まち・ひと・しごと創生本部が文化庁の京都移転を決定しています。まず、文科省は、この決定までのプロセスの議論にどのように参画し、文化庁の京都移転となつたのか、お示しください。

改正案では、文化庁は、これまでの文化の振興

という役割に加え、文化に関する施策の総合的な推進という役割を担うこととしております。

まず第一に、文化庁の考える文化とは何か、そして文化庁はこれまで文化を誰のためにどのように振興してきたのか、お答えください。

文化芸術行政の歴史をひもとけば、出版、著作権行政の所管官庁は内務省警保局という検閲機関でした。しかし、戦後、旧文部省内で社会教育局文化課としてその歩みが新たに始まり、一九六八年に創設される文化庁に引き継がれました。検閲という表現の自由を制限する機関から、文化の創造や育成を主な役割として担う文化庁へと変化してきた歴史を踏まえてお答えください。

また、今後、文化庁が中心となり、文化に関する各省庁の施策の調整をすることになるわけですが、文化庁の考える文化が各省庁と共にされていくことお考えですか。さらに、文化庁が京都に移転し、東京に残る各省庁との距離が離れることになり、相互の連携強化に支障が出る懸念が指摘されています。考えられる課題とその解決策について、明確にお答えください。

二〇一七年六月九日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇一七には、文化経済戦略の策定や稼ぐ文化の展開が求められています。

芸術文化は、それ自体が固有の意義と価値を持ち、豊かな人間性や創造性を育むとともに、感動や共感、心身の健康など多様な恩恵をもたらすものであります。安倍内閣の掲げる稼ぐ文化、地方創生などの国家戦略路線の中で、稼ぐ文化だけが優遇される、経済的に利益を生まない文化が切り捨てられることはないのでしょうか。

このような政策を推進することは、芸術文化の創作活動を行う人々や実演家の方々の表現の自由

を制限することにもつながりかねないと懸念しますが、文部科学大臣の見解をお聞かせください。

次に、改正案では、学校での芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文科省本省から文化庁に移管し、芸術教育の充実を図るとしています。しかし、芸術科目の授業時数は徐々に減らされています。例え、一九八九年には小学校六年間で四百十八こまあつた音楽の授業時数は、二〇二〇年の学習指導要領改訂時には三百五十八こまにまで減る予定です。美術もしかりです。このように、文化や芸術に関する芸術教科を政府が軽視している現状がありますが、文部科学大臣はそのことを認識されていますか。この現状の中、果たして文化庁に移管することでどのように充実改善されるのか、甚だ疑問です。いかがですか。文部科学大臣に伺います。

改正案では、博物館に関する事務の移管が行われます。博物館は社会教育施設の一部として文部科学省の社会教育課が所掌している部分もありますが、文化庁に一元化されることになります。このことによって、博物館は他の社会教育施設との連携をどのように確保していくのか、お答えください。

また、公民館や図書館など他の社会教育施設がからは、今回の法改正と同時に社会教育課が廃止されることに懸念の声が寄せられておりますが、いかがですか。博物館は文化庁の下へ移管されますが、他の社会教育施設については、地域学習推進課の中に社会教育施設担当を置き、地域学校協働推進室、青少年教育室、家庭教育支援室などが設置されると伺っています。文科省のその目指すところなどどのような社会教育行政なのか、お示しください。

冒頭述べたように、京都への文化庁の移転は様々な側面からの議論を経て決定されました。そして、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法となり、文化芸術の振興だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野をその範囲としています。文化芸術行政をつかさどる新文化庁の先行移転として、二〇一七年四月に地域文化創生本部が設置されていますが、地域文化創生本部が設置されていますが、地域文化に今回の法改正に生かされたのでしょうか。具体的に得られた成果と今後の課題をお答えください。

あわせて、地方創生の一環として徳島への移転が計画された消費者庁が消費者行政の実証フィールドと位置付ける消費者行政新未来創造オフィスの状況と、消費者庁の移転の今後の見通しについて、福井消費者担当大臣にお尋ねいたします。最後に申し上げます。

地方創生のための文化庁の京都への移転という目的が文化庁の文化芸術行政の総合的推進という目的と両立するには、まだまだ多くの課題があるのではないかでしょうか。本法律案の審議では、文化芸術行政が安倍政権の打ち出す成長戦略に振り回されないよう、文化資源活用という名の稼ぐ文化化、経済優先により芸術文化の価値や表現活動の自由が損なわれることのないよう、文科省が文化芸術行政のあるべき姿をどう考えているのかをしっかりと議論し、文化芸術を全ての人たちが共有し、その力を發揮できるような文化行政を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊達忠一君) 着席してください。着席してください。

次に、表現の自由の制限につながることとの懸念についてのお尋ねがございました。

我が国の憲法第二十一条で保障されている表現の自由は、文化芸術活動においても重要な理念でござります。

また、昨年六月に改正された文化芸術基本法においては、前文に「文化芸術の基礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」という文言が新たに追加されました。改めてその必要性について明確化が図られたところです。

文部科学省としては、文化芸術基本法の理念を踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性と表現の自由を十分に尊重した施策を推進してまいります。

次に、学校での芸術科目の授業時数に関するお尋ねでございますが、小学校音楽の授業時数については、平成元年改訂の学習指導要領では四百八時間ですが、平成十年改訂の学習指導要領では三百五十八時間となりました。これは、完全学校週五日制の実施や総合的な学習の時間の創設などに伴い、各教科の授業時数を削減したためでございません。

なお、音楽の授業時数は、その後の二回の改訂では維持をされております。

今回の法改正によりまして、文化と教育の両分野における施策の一體的、効果的な推進を図るとともに、文化庁の知見やネットワーク等を生かした芸術に関する教育の推進について一層取り組んでまいりたいと考えております。

次に、文化庁への芸術教育の移管によってどのような芸術教育の改善充実がなされるのかのお尋ねであります。これまで、文化庁におきまし

ては、子供たちの優れた文化芸術の鑑賞、体験機会がより充実するよう取り組むとともに、伝統文化、生活文化を体験、習得できる機会の充実を図つたところでございます。

文部科学省としましては、本改正により、文化庁が培つてきた知見やネットワーク等を学校における芸術に関する教育と有機的に結び付け、今まで以上に活用することで、芸術や芸術文化と豊かに関わる子供たちの資質、能力を更に高めるとともに、文化芸術の新たな扱い手の育成にもつながるなど、文化と教育の両分野における施策の一体的、効果的な推進を図ることができると考えております。

次に、博物館と他の社会教育施設との連携の確保についてのお尋ねでありますが、現在、博物館法も含めた博物館全般に関することは文部科学省本省が所管をしておりますが、博物館のうち約八割を占める美術館と歴史博物館は、文化施設として文化庁が所管をしております。

今般、文化庁の任務に新たに博物館による社会教育の振興を追加いたしまして、文化庁も社会教

育の一翼を担うことにより、博物館全体を所管する立場から国民の多様な学習機会の提供及び奨励を行うことが可能となり、社会教育のより一層の振興が期待されるものと考えております。

文部科学省としては、社会教育担当部局と文化庁の博物館担当部局との緊密な連携協力を図つて、社会教育全体の一層の振興を図つてまいります。

次に、社会教育課の廃止についてお尋ねがありました。

社会が急速に変化をする中で、社会教育の重要性は一層高まつてゐると認識しております。今回の組

織再編も、局課を超えてより広く社会教育の推進を図るために行うものであり、決して社会教育政策を軽視しているものではありません。

組織再編後においては、社会教育に関する施策は、生涯学習政策の推進を担う三課のみならず、文化庁やスポーツ庁、学校教育担当部局も含め、

広く実施していくこととしております。また、こ

れら局課を超えた社会教育に関する政策や業務の

総合的な調整、推進を行うため、総合教育政策局

に、新たに社会教育の振興を総括的に担う責任あ

るポストを配置する予定にしております。

こうした社会教育の振興を図るという趣旨につ

いては、これまで様々な場面を活用し、各自治

体や関係団体等に御説明をさせていただいている

ところですが、今後も、あらゆる機会を通じて広く周知してまいりたいと考えております。

次に、地域学習の推進が目指すところについてお尋ねがございました。

人口減少社会において、活力ある社会を持続可能なものとするためには、住民の主体的な社会参画が重要です。

このため、住民一人一人の人生を豊かにし、少

子高齢化や人口減少など地域が直面する課題の解

決や地域活性化のための学習など、地域における

遊びを推進するため、地域学習推進課を新設することとしております。

その際、学校や家庭との連携が不可欠な青少年

教育及び家庭教育支援、地域と学校との連携、協

働の推進に関する業務を集約し、学校教育と社会

教育の垣根にとらわれず、地域における遊びを推進したいと考えております。

最後に、地域文化創生本部の活動の具体的な成

果及び今後の課題についてお尋ねがありました。

昨年四月に先行移転として京都に設置をした地域文化創生本部では、伝統文化親子教室や歴史文化基本構想の策定支援などの事業を実施することで、地元の地方自治体や関係機関とのネットワーク構築、移転に向けた機運醸成に向けた取組を行つております。

こうした活動を通じまして、地方自治体の二一
二や文化庁施策への意見をこれまで以上に把握できることになったこと、関係者との日常的な意見交換を通じて地方の知見やノウハウ等を生かした連携協力を進める環境が生まれていることなどの効果が上がつてきております。

一方、国会などで急を要する案件に機動的に対応できない場合があるなどの課題も浮かび上がつてきておりまして、こうした課題を踏まえて、本年十月に予定している新文化庁への組織再編に当たつては、文化庁の機能強化を図りつつ、併せて機動的な対応もできるよう取り組むとともに、本格移転後までの期間を活用して試行を重ね、改善を図つてまいります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇 拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 神本議員から、財務省をめぐる問題に関する私の責任について、一問お尋ねがあつております。

文書改ざんなどの問題は極めてゆゆしいことであり、深くおわびを申し上げるところであります。今般、財務省として調査結果を公表し、厳正な処分を行つたところであります。さらに、私自身も、財務省ひいては行政全体の信頼が損なわれたことを踏まえ、閥僚給与の自主返納を行つこといたしております。

また、セクハラは、被害者女性の尊厳や人権を侵害する行為であつて、決して許されるものでは

ないと考えております。前事務次官のセクハラ問題につきましては、調査結果を踏まえ、処分を行っております。

今後、再発防止に向けた取組や財務省全体の意識改革を進めていくほか、財務省が担います行政分野の様々な問題について、引き続き責任を持つ取り組むことにより、大臣としての職責を果たしてまいります。(拍手)

(国務大臣福井照君登壇、拍手)

○國務大臣(福井照君) 神本議員にお答えをいたしました。

消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスの状況と消費者庁の移転の見通しについてお尋ねがございました。

消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスは、その取組により、全国の消費者の利益に資する高い成果を創出し、消費者行政の発展、創造の拠点とするべく、昨年七月に徳島県に開設したものでございました。

消費者庁におきましては、徳島県を始め周辺地域の協力の下、これまで東京では十分に実施できていなかつた全国展開を見据えたモデルプロジェクトや調査研究を実施しているところでござります。

また、消費者庁の移転の在り方に関しましては、平成二十一年度を目途に検証、見直しを行い、結論を得ることいたしておる次第でございます。

以上です。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 吉良よし子君。

○吉良よし子君 日本共産党的吉良よし子です。

党を代表して、文部科学省設置法案に対し、質問をいたします。

法案の質問に入る前に、国会審議の前提に関する問題について質問します。

一つ目は、おとといの森友問題に関する財務省調査報告についてです。

この報告書により、公文書改ざんへの首相官邸の関与の疑いが濃厚になりました。昨年二月二十二日、菅官房長官の下へ佐川前理財局長、中村総務課長が森友学園案件について説明を行っていました。ですが、その前日までに、理財局が、安倍昭恵氏に

菅官房長官、あなたはこのとき、昭恵氏の関与が記載された決裁文書の説明を受けていたのではないかですか。お答えください。

それでも改ざんの原因を麻生大臣が、それが分かれば苦労せぬと答えたのは啞然としました。どう考へても、この改ざんが昭恵夫人の関与を隠すための改ざんだたのは明らかです。何より、原因究明もできないなんて調査とは言えません。無責任極まりない財務大臣は即刻辞任せられません。

官署はあつたし、官邸ぐるみで文科省や農水省

も巻き込んで、加計学園の獣医学部新設を首相案件として扱っていた、これはもはや明らかなので

はありますか。菅官房長官、お答えください。

それでも否認するというのなら、加計孝太郎氏の証人喚問、中村愛媛県知事の参考人招致は欠かせません。関係者を呼んでの徹底的な真相究明を求めます。

では、法案について、以下、林文部科学大臣に伺います。

本法案は、新文化庁を目指すと称して機能強化を図り、文化政策を総合的に推進する体制をつくるとするものです。

では、これによってどのような文化政策を進めようとしているのでしょうか。骨太方針二〇一七では、文化経済戦略を策定し、稼ぐ文化への展開を推進するとしています。この稼ぐ文化とは何なのか。

明するために、安倍昭恵氏、佐川前理財局長、中村理財局総務課長などの証人喚問を強く求めるものです。

もう一点、加計問題について伺います。

学園側は、ファックスを送り付けただけで二〇一五年二月二十五日の首相と加計氏との面会を否定しましたが、愛媛県が先月、本院予算委員会に提

出した新文書には、二月二十五日の面会について何度も詳細に書かれています。

例えば、文科省に関わる部分では、二月二十五日の面会時に加計側が總理に提供した資料を使つて、文科省が獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の委員に対して意見照会を行つています。もし、二月二十五日の面会が事実でなければ、その際に提供した資料の話など、こんな詳細な話ができるわけがありません。

面会はあつたし、官邸ぐるみで文科省や農水省

も巻き込んで、加計学園の獣医学部新設を首相案件として扱っていた、これはもはや明らかなので

はありますか。菅官房長官、お答えください。

それでも否認するというのなら、加計孝太郎氏の証人喚問、中村愛媛県知事の参考人招致は欠かせません。関係者を呼んでの徹底的な真相究明を

求めます。

では、法案について、以下、林文部科学大臣に伺います。

本法案は、新文化庁を目指すと称して機能強化を図り、文化政策を総合的に推進する体制をつくるとするものです。

では、これによってどのような文化政策を進めようとしているのでしょうか。骨太方針二〇一七では、文化経済戦略を策定し、稼ぐ文化への展開を推進するとしています。この稼ぐ文化とは何なのか。

明するために、安倍昭恵氏、佐川前理財局長、中村理財局総務課長などの証人喚問を強く求めるものです。

もう一点、加計問題について伺います。

本改正案は、社会教育施設である博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に移管し、更なる

振興を図るとしています。また、文部科学省は、社会

文化を位置付けています。この下で、文化財保護

をおろそかにし、経済政策に文化芸術を利用しようとするのが、安倍政権の稼ぐ文化、文化政策と

いうことなのではありませんか。

文化芸術基本法は、前文で、「我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の基礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重すること」としています。本

來、それ自体が固有の意義と価値を有するはずの文化芸術を、稼ぐ資源、産業としてのみ位置付けて、その他を排除する、また、時の政権の経済政策を優先させて、表現の自由や文化芸術を行う者の自主性を損なうことはあつてはならないと考えますが、大臣の認識を伺います。

文化経済戦略では、民間資金による文化への投

資を飛躍的に拡充するとし、投資を呼び込める文

化芸術資源で資金を稼げ、それで文化芸術の振興

をとも述べています。また、いわゆるカジノ実施

法を、納付金を観光や文化振興にも充てると言

われています。カジノという賭博による人心の荒廃、人の不幸の上に集めたお金を文化芸術に充てるなんて言語道断。そんなことを許していいのですか。大臣、お答えください。

そもそも、教育基本法第三条では、自己の人格

を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと、生涯学習、社会教育の理念をうたい、十二条で、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置などにより社会教育の振興に努めなければならないと定めています。

社会教育課を廃止し、博物館と図書館、公民館の所管をばらばらにした下で、教育基本法の言う社会教育の理念の実現図ることができるをお考えですか。博物館の文化庁への移管により進める博物館の更なる振興とは何なのですか。社会教育施設である博物館の役割に照らして、具体的にお答えください。

公立博物館では、その地域の社会教育施設として、地域に根差して資料の収集、保存、展示や調査研究に当たっています。例えば、神奈川県では、学芸員らのほかに考古や民族、植物などの分野で専門性の高いボランティアが博物館での事業展開に関わっています。近隣の学生らがそのボランティアの力も借りながら、自分たちの研究成果を地域に報告し、入門者や初心者、子供たち向けの事業開催や地域の商店街と連携して行事に合わせて移動展示会を開催するなどの取組をしています。

こうした博物館の社会教育施設としての役割が今後も大いに發揮できるように、学芸員の配置、必要な人員の確保等行うべきと考えますが、大臣の答弁を求めます。

昨年十月、戦後ずっと社会教育を重視した地域

並びに飯田市公民館長会から大臣宛てに、社会教育課の存続と社会教育推進のための組織体制の充実を求める請願書が出されました。飯田市のみなさま、様々な団体から同様の声が上がっています。大臣、こうした声にこそ耳を傾け、社会教育課の廃止はやめるべきです。そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣林芳正君登壇、拍手)

○國務大臣(林芳正君) 吉良先生からは、初めて本法案により進める文化政策の内容についてのお尋ねがございました。

本法案は、文化庁が従来の文化振興施策にとどまらず、文化に関連する施策を総合的に推進することができるよう、所掌事務の明確化等を図るものでございます。施策の推進に当たっては、観光や産業などの分野と連携し、文化の経済的価値を高めていくような施策の推進を図るだけではなく、あわせて、国際交流や福祉、教育などの分野との連携によって、国際貢献や共生社会の実現、次世代育成など、様々な社会的価値をもたらす取組も進めていく必要があると考えております。

なお、文化芸術基本法には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない」との基本理念も示されており、幅広い文化芸術の充実が重要であると考えております。

今後とも、多様な観点を踏まえ、文化行政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

我が国の憲法第二十一条で保障されている表現の自由は、文化芸術活動においても重要な理念で

あり、昨年六月に改正された文化芸術基本法においても、前文に「文化芸術の確たる表現の自由の重要性を深く認識し」という文言が新たに追加されるなど、改めてその必要性について明確化が図られたところでございます。

文部科学省としては、このような文化芸術基本法の理念も踏まえつつ、文化芸術活動を行う者の自主性と表現の自由を十分に尊重した施策を推進してまいります。

次に、カジノ実施法案についてお尋ねがあります。

一昨年成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議として、「法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の目的と整合するものとする」としました。

ともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること」との項目が盛り込まれたと承知をしております。

現在、国会において特定複合観光施設区域整備法案が審議されていることから、今後の議論を注視してまいりたいと考えております。

次に、文化予算の拡充についてのお尋ねであります。本法案は、昨年六月に成立した文化芸術基本法の趣旨等を踏まえ、文化庁の機能強化を図ることとするものであります。文化政策の更なる振興のため、必要となる予算の確保は重要であると認識しております。

また、文化芸術基本法でも、政府は、文化芸術施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置を講じていくこととされております。

文部科学省としては、今後とも文化芸術の振興に必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、社会教育の理念についてのお尋ねがありました。

文部科学省では、総合教育政策局を設置するなどの組織再編を予定しておりますが、組織再編後においては、社会教育に関する施策は、生涯学習

政策の推進を担う三課のみならず、今回の改正により、博物館行政を担当し、社会教育の一翼を担うこととなる文化庁を始め、スポーツ庁や学校教育担当部局も含めて広く実施していきたいと考えております。

また、社会教育の理念を実現するためには、これら局課を超えた社会教育に関する政策や業務を総合的に調整、推進することが必要と考えております。総合教育政策局に、新たに社会教育の振興を総括的に担う責任あるポストを配置する予定としております。

社会が急速に変化する中で、社会教育の重要性は一層高まっていると認識しており、今回の組織再編も、局課を超えてより広く社会教育の推進を行ふものであります。

次に、移管による博物館の更なる振興とのお尋ねでございますが、博物館は、様々な資料を収集、保管、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養等に資するために必要な事業を行う施設とされております。

本法案におきましては、博物館法を含む博物館全般に關することを文化庁に移管することで、これらの役割や機能に加えて、学校教育や観光など多様なニーズに応えられるよう、全ての博物館を対象に、博物館と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等との有機的な連携を図った地域の特色ある取組を支援をしたり、全ての分野の博物館の学芸員を対象とした管理運営に関する研修を実施してまいります。

から自由になることによつてこそ、創造的な発想に基づく文化行政が期待されます。まさに、文化行政こそ想像力を發揮すべき行政であると考えますが、その成果としてどのようなものを期待しているのでしょうか、文部科学大臣の御見解をお伺いいたします。

本法律案では、文部科学省及び文化庁の任務と所掌事務として、「文化に関する施策の総合的な推進」という文言になりました。これまで単に「文化の振興」とされていましたが、総合的な推進というたう以上、これまで以上の成果をもたらす施策が実施できるものでなければなりません。

文化政策は、現在でも複数の省庁にまたがっています。例えば、障害者の芸術文化活動であれば厚生労働省、食文化であれば農林水産省、メディアコンテンツであれば経済産業省という具合です。これから先、文化庁が文化に関する施策の総合的な推進を担うことになると、各省間の調整であつたり、省庁を連携させた文化施策を推進したりする対応が必要になることが想定されます。

そこで、文部科学大臣に伺います。特に、文部科学省の外局である文化庁にどのような取りまとめ機能を担わせるのでしょうか、お答え願います。

次に、学校教育について伺います。

本法案では、これまで文部科学省本省が所掌していた芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移すことになります。これは、同じく文部科学省本省が所管していた体育及び保健教育に関する事務を、平成二十七年に新設されたスポーツ庁に移したことと軌を一にしていると考え

ます。
そこで、文部科学大臣に質問します。

学校教育の体育に関し、所管を文部科学省本省からスポーツ庁に移したことによつてどのような利点があつたのでしょうか。特に、児童生徒の体育の向上について、具体的にはどのような点が改善したのでしょうか、お答えください。

また、同じように、芸術分野の所管を文部科学省本省から専門性の高い文化庁に移すことについて、期待される児童生徒たちへの教育の側面における芸術性の向上という点についてはどのような効果を想定しているのでしょうか、併せてお答えください。

文化庁は、これまで本格的なトップレベルの芸術活動に取り組んできました。その文化庁が、今後、教育分野にも関わることで、高いレベルの芸術家を若いうちから育していく環境が整備されていくことを期待しています。また、専門的な芸術家のみならず、広く若い世代に対し芸術的感性豊かな人材が増加していくことも期待できます。特に、ネットワーク環境が向上している現在、日本が得意分野としているメディアコンテンツの分野において人材の層に厚みが増すことで、世界的な影響が高まることも期待されます。

芸術に関する教育基準設定という新たな役割に対し、特に学校教育における芸術について、学習指導要領や教科書、教材といったものについても文化庁がリーダーシップを發揮することで、どのような文化芸術教育を推進されるのでしょうか。今後の具体的な取組方針について、文部科学大臣、お答え願います。

最後に、博物館に関する事務の所管について質問します。

博物館法では、博物館として動物園、水族館、

植物園が含まれており、文部科学省が所管し、文化庁は美術館と歴史に関する博物館のみを所管していました。今回、本法案によって水族館なども含む博物館全ての所管事務が文化庁に移管され、博物館行政が文化庁に一本化され、組織のスリム化だけでなく、所管の違いという壁が撤廃され、様々な施設間の連携が期待できると考えます。しかしながら、図書館、公民館といった身近な社会教育施設に関する事務は、引き続き文部科学省本省が担うこととなっています。

このようないくつかの状況の中で、社会教育施設全体に係る政策をどのように連携させていくのでしょうか。文部科学大臣、お答え願います。

日本維新の会は、これまで、東京一極集中の打破とともに二重行政の解消を強く訴え、大阪を中心として着実に改革を進めてまいりました。地方の改革を積み重ね、それを国政につなぎ、全国の大改革に広げていくことが私たち日本維新の会の使命であると考えています。

文化庁の移転は、中央集権的な従来の文化行政の在り方をえていくとともに、文化に対する国民の意識や、文化の支え手、担い手の育成にもつながる非常に意義のある取組と考えています。

海外の人々をも魅了してやまない日本の文化芸術の発展に向けて、現場の声、そして国民の皆様の声に耳を傾けることで今後も必要な改革を進めいくことをお約束して、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣林芳正君登壇、拍手〕
○國務大臣(林芳正君) 高木先生からは、最初に、文化庁の京都における活動拠点の効果についてお尋ねがありました。

文化庁では、昨年四月に、先行移転として京都に地域文化創生本部を設置いたしました。創生本部では、伝統文化親子教室や歴史文化基本構想の策定支援などの事業を実施するとともに、地元の地方自治体や関係機関とのネットワーク構築、移転に向けた機運醸成に向けた取組を行っております。

こうした活動を通じまして、地方自治体の二二ヶや文化庁施策への意見をこれまで以上に把握できるようになつたこと、関係者との日常的な意見交換を通じて地方の知見やノウハウ等を生かした連携協力を進める環境が生まれていることなどの効果が上がつてきております。

次に、京都移転によって求められる成果についてお尋ねがございました。

文化庁が、文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、例えば、文化財を活用した観光振興や外国人観光客向けの効果的な文化発信、生活文化の振興などの面からのモチベーションの取組などを推進することができ、また、こうした取組を全国の地方公共団体に効果的に波及させることが期待できると考えています。

また、京都移転により、改めて地方の目線での政策企画等が求められることから、地方創生の観点に立った文化行政の企画立案能力の向上、ひいては全国各地の地方文化の掘り起こしや磨き上げにつなげていくことなど、創造的な発想に基づく文化行政も期待できると考えております。

この度の法改正による文化庁の機能強化と京都への移転を契機として、我が国の文化行政の更なる強化、文化芸術立国実現につなげてまいります。

てお尋ねがありました。

文化庁では、昨年四月に、先行移転として京都に地域文化創生本部を設置いたしました。創生本部では、伝統文化親子教室や歴史文化基本構想の策定支援などの事業を実施するとともに、地元の地方自治体や関係機関とのネットワーク構築、移転に向けた機運醸成に向けた取組を行っております。

官 報 (号) 外)

次に、文化施策の総合的な推進についてお尋ねがありました。

平成二十九年六月に成立した文化芸術基本法において、今後の文化芸術に関する施策の推進に当たつては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との有機的な連携が求められるなど、新たな展開が求められています。

このため、本法案によりまして、今後、文化庁の新たな事務として、各府省庁間の調整を図りながら、政府全体の文化行政の計画を取りまとめ、文化に関する施策を総合的に推進していくことができるよう、その権限と責任を明確にいたしました。

これにより、文化庁が直接担当する文化振興施策のみならず、各府省庁の文化関連施策との連携を一層深めることができ、新しい切り口からの日本文化の魅力の発信や、各施策の相乗効果、好循環の創出等も期待できることから、関係府省庁から成る文化芸術推進会議などの場を活用しながら、文化芸術立国の一実現に向けて精力的に取り組んでまいります。

次に、芸術に関する教育を移管する効果についてお尋ねがありました。

まず、スポーツ庁に体育及び保健教育の事務を移管したことについてですが、これまで旧スポーツ・青少年局が所管していた学校体育の振興等に加え、新たにスポーツを通じた健康増進や、地域及び経済の活性化等も含めて、スポーツ施策を総合的に推進できる体制を構築してまいりました。こうした体制の整備を経て、例えば、スポーツ庁は、学校とスポーツ団体との連携を深化させたなど、スポーツ立国の一実現に向けた取組を着実に推進しているところでございます。

こうしたことから、芸術に関する教育についても、今回、その基準の設定に関する事務を文化庁に新たに移管することにより、今後、学校教育とし、かりとつながる形で、全ての子供たちへの芸術に関する教育の充実や文化芸術の振興、トップ

レベルの芸術家育成等を一体的に担い、国民の文化芸術に関する素養の更なる向上と文化芸術を担う人材の育成強化を図りたいと考えております。

文部科学省としては、これまで文化庁が培つてきた専門的な知見やネットワーク等を活用しつつ、文化芸術と教育の両分野における施策の一体的、効果的な推進に努めてまいります。

最後に、博物館と社会教育施設全体に係る施策との連携のお尋ねですが、現在、博物館法も含めた博物館全般に関することは文部科学省本省が所管をしておりますが、博物館のうち約八割を占める美術館と歴史博物館は、文化施設として文化庁が所管をしております。

今般、文化庁の任務に新たに博物館による社会教育の振興を追加し、文化庁も社会教育の一翼を担うことにより、博物館全般を所管する立場から国民の多様な学習機会の提供及び奨励を行うことが可能となり、社会教育のより一層の振興が期待されるものと考えております。

委員会におきましては、適応策と緩和策の一体的推進の重要性、気候変動適応の評価手法の開発状況及び今後の見通し、国立環境研究所の役割と今後の体制強化の必要性、地域の実情に応じた適応策への支援措置等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 気候変動適応法案(内閣提出、衆議院交付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。環境委員長斎藤嘉隆君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔斎藤嘉隆君登壇、拍手〕

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

官 報 (号 外)

平成三十年六月六日 参議院会議録第二十六号

議長の報告事項

議長の報告事項

農林水産委員 辞任	藤木 真也君	松川 るい君	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国土交通委員 辞任	森 ゆうこ君	木戸口英司君	補欠	沖縄及び北方問題に関する特別委員
環境委員 辞任	吉田 博美君	羽生田 俊君	補欠	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
予算委員 辞任	佐藤 信秋君	小野田紀美君	補欠	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第六三号)
決算委員 辞任	関口 昌一君	徳茂 雅之君	補欠	農業取締法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)
農林水産委員会に付託書(福島みずほ君提出)(第一一七号)	朝日健太郎君	石井みどり君	補欠	農業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第一一八号)
地域的事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(浅田均君発議)(参第一一号)	篠崎 哲史君	三木 亨君	補欠	高度プロフェッショナル制度に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一一七号)
児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君発議)(参第一二号)	朝日健太郎君	小野田紀美君	補欠	農業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第一一八号)
医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(浅田均君発議)(参第一三号)	秋野 公造君	矢倉 克夫君	補欠	同日議長は、ヴィセンンテ・ソト三世フィリピン共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。
医療法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)(参第一四号)	宮崎 勝君	里見 隆治君	補欠	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君発議)(参第一五号)	田名部匡代君	古賀 之士君	補欠	外交防衛委員 辞任
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	石井 章君	高木かおり君	補欠	太田 房江君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	木戸口英司君	又市 征治君	補欠	榛葉賀津也君
議院運営委員 辞任	中西 哲君	自見はなこ君	補欠	高野光二郎君
国家公務員法等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三〇号)	朝日健太郎君	野上浩太郎君	補欠	櫻井 充君
国家公務員の労働関係に関する法律案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	秋野 公造君	櫻井 敬三君	補欠	武見 敬三君
公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	矢倉 克夫君	松下 新平君	補欠	古賀友一郎君
公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	松下 新平君	吉田 博美君	補欠	森本 真治君
公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	里見 隆治君	木戸口英司君	補欠	木戸口英司君
公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	宮崎 勝君	吉田 博美君	補欠	森 ゆうこ君
公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	古賀 之士君	木戸口英司君	補欠	野上浩太郎君
公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	森 まこと君	木戸口英司君	補欠	藤木 真也君
公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出)(衆第三二号)	森 真治君	木戸口英司君	補欠	森 ゆうこ君
文教科学委員 辞任	佐藤 信秋君	吉良よし子君	補欠	太田 房江君
文教科学委員 辞任	森 ゆうこ君	吉良よし子君	補欠	榛葉賀津也君
厚生労働委員 辞任	高木かおり君	吉良よし子君	補欠	高野光二郎君
厚生労働委員 辞任	木戸口英司君	吉良よし子君	補欠	櫻井 充君
厚生労働委員 辞任	木戸口英司君	吉良よし子君	補欠	武見 敬三君
厚生労働委員 辞任	木戸口英司君	吉良よし子君	補欠	古賀友一郎君
厚生労働委員 辞任	木戸口英司君	吉良よし子君	補欠	森 まこと君
厚生労働委員 辞任	木戸口英司君	吉良よし子君	補欠	木戸口英司君
厚生労働委員 辞任	木戸口英司君	吉良よし子君	補欠	森 ゆうこ君
農林水産委員 辞任	倉林 明子君	吉良よし子君	補欠	野上浩太郎君
農林水産委員 辞任	室井 邦彦君	吉良よし子君	補欠	藤木 真也君
農林水産委員 辞任	松川 るい君	吉良よし子君	補欠	森 ゆうこ君
農林水産委員 辞任	松川 るい君	吉良よし子君	補欠	野上浩太郎君
農林水産委員 辞任	松川 るい君	吉良よし子君	補欠	藤木 真也君
農林水産委員 辞任	松川 るい君	吉良よし子君	補欠	森 ゆうこ君

官 報 (号 外)

による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 一、気候変動対策として、緩和策の最大限の実施により気候変動影響を最小化させることが重要であることから、脱炭素社会の実現に向けた緩和策の一層の徹底を図りつつ、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、推進すること。
- 二、政府全体として適応策を推進していくに当たっては、環境省のリーダーシップの下、政府の諸施策に気候変動適応を組み込むとともに、個別の適応策を実施する際には、気候変動影響評価を踏まえ、緊急性等の観点から、優先して進めるべき施策を常に検討していくこと。
- 三、気候変動の影響についての知見がいまだ不十分な分野について、国際機関や他国の機関との人事交流・情報交換等を密に行うこと等によって、調査研究を推進させ、より充実した気候変動の影響評価を行うこと。また、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の情報の収集を推進するよう努めること。
- 四、気候変動の影響の現れ方は、人口、都市・産業構造、気候風土等の影響を受ける側の社会の様態によって大きく異なると考えられることか

ら、気候変動の影響に対する脆弱性や曝露を評価するための指標や手法の開発に当たっては、地域の実情に応じ、生態系に配慮した気候変動適応の推進的重要性に十分留意しつつ進めるこ

と。

五、多様な分野における科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、適応の情報基盤の充実に向け、関係府省庁との連携や関係する調査研究等機関の連携を図ることはもとより、これら以外の事業者や地方公共団体に対しても気候変動及びその影響の観測・監視データの提供を求める、気候変動等に関する情報を一元的に集約し、分かりやすく提供すること。

六、適応策の効率的かつ効果的な実施を確保するため、諸外国の知見等を踏まえ、第九条の評価手法等の開発を早急に進めるとともに、それぞれの適応策の必要性、代替可能性、費用対効果等について市民等にも開かれた評価の場を構築することを検討すること。

七、地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に鑑み、絶対的に不足している気候変動の研究者及び気候変動の行政事務に携わる職員の育成策を講じていくこと。また、地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定を促進するため、環境省及び国立環境研究所の体制を十分に確保するとともに、特に、地域気候変動適応等を継続的に確保していくため、必要な施策を講じること。さらに、同計画の策定状況を的確に把握し、公表するとともに、策定状況等を踏まえ、地域の適応への取組に対して適切な支援を行うこと。

八、我が国が世界有数の温室効果ガス排出大国であ

る現状に鑑み、地球規模の気候変動に対応していくため、途上国に対して気候変動適応の技術・資金等に係る必要な支援を行つていくこと。

九、我が国では、事業者等に気候変動がもたらす経済的リスクの大きさに対する認識が十分に浸透していないことを踏まえ、気候変動に関するコストの試算等を分かりやすく示すための知見の充実を図ること。また、事業者等による気候変動に関する事業活動等を促進するための具体的な支援措置を講じること。

右決議する。

九、我が国では、事業者等に気候変動がもたらす経済的リスクの大きさに対する認識が十分に浸透していないことを踏まえ、気候変動に関するコストの試算等を分かりやすく示すための知見の充実を図ること。また、事業者等による気候変動に関する事業活動等を促進するための具体的な支援措置を講じること。

右決議する。

気候変動適応法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
平成三十年五月二十二日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

気候変動適応法案

気候変動適応法

目次

第一章 総則(第一条～第六条)
第二章 気候変動適応計画(第七条～第十条)
第三章 気候変動適応の推進(第十一条～第十五条)
第四章 補則(第十六条～第二十条)
附則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化(地球温暖化対策)の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいたずら。他の気候の変動(以下「気候変動」という。)に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

(国の責務)

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応(以下「気候変動等」という。)に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応にかかる施策の促進並びに事業者、国民又はこれ

官報 (号外)

<p>らの者の組織する民間の団体(以下「事業者等」という)の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その区域における事業者の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るために、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の努力)</p> <p>第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(国民の努力)</p> <p>第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	
<p>第二章 気候変動適応計画</p> <p>(気候変動適応計画の策定)</p> <p>第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画(以下「気候変動適応計画」といふ)を定めなければならない。</p> <p>2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について</p>	
<p>て定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 気候変動適応に関する施策の基本的方向</p> <p>三 气候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項</p> <p>四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項</p> <p>五 気候変動適応の推進に関する事項</p> <p>六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項</p> <p>七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項</p> <p>八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項</p> <p>九 気候変動適応に関する施策の推進に当たつての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要な事項</p>	
<p>3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。</p> <p>5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。</p> <p>(気候変動計画の変更)</p> <p>第六条 政府は、最新の第十一条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加</p>	
<p>2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。</p> <p>(評価手法等の開発)</p> <p>第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。</p> <p>(気候変動影響の評価)</p> <p>第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行なうことができるものとする。</p> <p>2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。</p> <p>第三章 気候変動適応の推進</p> <p>(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)</p> <p>第十一條 研究所は、気候変動適応計画に従つて、次の業務を行う。</p> <p>一 气候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供</p> <p>二 都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係</p>	
<p>え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。</p> <p>2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務</p> <p>2 研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)(第十四条第二項において「調査研究等機関」という。)と連携するよう努めるものとする。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務</p> <p>3 第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画(その区域における気候変動適応計画)を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。</p> <p>(地域気候変動適応計画)</p> <p>第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制</p>	

を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会(以下この条において「協議会」といいう。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から

(観測等の推進)
第四章 補則
第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動適

応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

（事業者及び国民の理解の増進）
第十七条 国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際協力の推進）
第十八条 国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

（国の援助）
第十九条 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るために、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

4 前項の規定により作成された報告書は、この法律の施行の日において第十条の規定により作成されたものとみなす。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十二年法律第八十三号)」を「愛がん動物用飼料の

安全性的の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)及び気候変動適応法(平成三十年法律第一号)」に改める。

（国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正）
第四条 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)の一部を次のように

ら施行する。

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第七条の規定の例により、気候変動適応計画を作成する。この場合において、環境大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

（検討）
第十三条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項に改める。

に改正する。

(第十二条に次の二項を加える。)

2 研究所は、前項の業務のほか、気候変動適応法(平成三十年法律第一号)第十二条第一項に規定する業務を行う。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第六条 政府は、前項の規定により定められた気候変動適応計画は、この法律の施行の日において第七条の規定により定められたものとみなす。

(別措置法案)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年六月五日

参議院議長 伊達 忠一 殿

審査報告書

(要領書)

国土交通委員長 長浜 博行

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利

による社会福祉事業の用に供する施設の整備に
関する事業

五 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に
関する事業

六 公園、緑地、広場又は運動場の整備に
する事業

七 住宅(被災者の居住の用に供するものに限
る。)の整備に関する事業であつて、災害(発
生した日から起算して三年を経過していない
ものに限る。次号イにおいて同じ。)に際し災
害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適
用された同法第二条に規定する市町村の区域
内において行われるもの

八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地
域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増
進に資するものとして政令で定めるものの整
備に関する事業であつて、次に掲げる区域内
において行われるもの

イ 災害に際し災害救助法が適用された同法

第二条に規定する市町村の区域

ロ その周辺の地域において当該施設と同種

の施設が著しく不足している区域

九 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法第

三条各号に掲げるもののうち地域住民その他
の者の共同の福祉又は利便の増進に資するも
のとして政令で定めるものの整備に関する事
業

十 前各号に掲げる事業のために欠くことがで
きない通路、材料置場その他の施設の整備に
関する事業

4 この法律において「特定登記未了土地」とは、
所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等(相
続による所有権の移転の登記その他の所有権の

登記をいう。以下同じ。)がされていない土地で
あつて、土地収用法第三条各号に掲げるものに
関する事業(第二十七条第一項及び第三十九条

第一項において「収用適格事業」という。)を実施
しようとする区域の適切な選定その他の公共の
利益となる事業の円滑な遂行を図るため当該土
地の所有権の登記名義人となり得る者を探索す
る必要があるものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 國土交通大臣及び法務大臣は、所有者不
明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果
的な探索(以下「所有者不明土地の利用の円滑化
等」という。)に関する基本的な方針(以下「基本
方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等の意義及
び基本的な方向

二 所有者不明土地の利用の円滑化等のための
施策に関する基本的な事項

三 特定所有者不明土地を使用する地域福利增
進事業に関する基本的な事項

四 特定登記未了土地の相続登記等の促進に関
する基本的な事項

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準
用する。

(国の方針)

第四条 國は、所有者不明土地の利用の円滑化等
に関する施策を総合的に策定し、及び実施する
義務を有する。

2 國は、地方公共団体その他の者が行う所有者
不明土地の利用の円滑化等に関する取組のため
に必要となる情報の収集及び提供その他の支援
を行うよう努めなければならない。

3 國は、広報活動、啓発活動その他の活動を通
じて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関
し、国民の理解を深めるよう努めなければならない
ない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、所有者不明土地の利用
の円滑化等に関する、國との適切な役割分担を踏
まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じ
た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、所有者不明土地の利用
の円滑化等に関する、國との適切な役割分担を踏
まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じ
た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(第三章 所有者不明土地の利用の円滑化の
ための特別の措置)

ロ その特別の措置

第一節 地域福利増進事業の実施のため
の措置

第一款 地域福利増進事業の実施の準
備

(特定所有者不明土地への立入り等)

2 前項の規定により障害物の伐採等をしようと
する者は、国土交通省令で定めるところによ
り、その旨を、伐採等をしようとする日の十五
日前までに公告するとともに、伐採等をしよう
とする日の三日前までに当該障害物の確知所有
者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣及び法務大臣は、基本方針を定
めようとするときは、関係行政機関の長に協議
しなければならない。

4 國土交通大臣及び法務大臣は、基本方針を定
めたときは、遅滞なく、これを公表しなければ
ならない。

当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はそ
の命じた者若しくは委任した者に立ち入らせる
ことができる。ただし、地域福利増進事業を実
施しようとする者が国及び地方公共団体以外の
者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で
定めるところにより、当該土地の所在地を管轄
する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

(障害物の伐採等)

第七条 前条の規定により他人の土地又は工作物
に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測
量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要
があつて、障害となる植物又は垣、柵その他の
工作物(以下「障害物」という。)の伐採又は除去
(以下「伐採等」という。)をしようとするとき
は、国土交通省令で定めるところにより当該障
害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を
受け、伐採等をすることができる。この場合
において、都道府県知事は、許可を与えるようと
するときは、あらかじめ、当該障害物の確知所
有者(所有者で知れているものをいう。以下同
じ。)に対し、意見述べる機会を与えなければ
ならない。

2 前項の規定により障害物の伐採等をしようと
する者は、国土交通省令で定めるところによ
り、その旨を、伐採等をしようとする日の十五
日前までに公告するとともに、伐採等をしよう
とする日の三日前までに当該障害物の確知所有
者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物の伐採等をしよう
とする者は、その現状を著しく損傷しないとき
は、前二項の規定にかかるらず、国土交通省令
で定めるところにより当該障害物の所在地を管
轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐
採等をすることができます。この場合において

3 第一項の規定により障害物の伐採等をしようと
する者は、その現状を著しく損傷しないとき
は、前二項の規定にかかるらず、国土交通省令
で定めるところにより当該障害物の所在地を管
轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐
採等をすることができます。この場合において

は、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第八条 第六条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書(国及び地方公共団体以外の者にあっては、その身分を示す証明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面)を携帯しなければならない。

2 前条第一項又は第三項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その身分を示す証明書及び同条第一項又は第三項の許可を受けたことを証する書面を携帯しなければならない。

3 前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第九条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、第六条又は第七条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用	
(裁定申請)	業者」という。は、当該事業を実施する区域以下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
一 当該特定所有者不明土地の使用権(以下「土地使用権」という。)	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
二 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件(相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。)	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
イ 事業により整備する施設の種類、位置、規模、構造及び利用条件	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
ロ 事業区域	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
ハ 事業区域内にある土地で特定所有者不明土地以外のもの及び当該土地にある物件に関する所有権その他の権利の取得に関する規画(次条第一項第五号において「権利取得計画」(次項第七号において「物件所有権」という。)又はその使用権(同項第八号において「物件使用権」という。))	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
二 資金計画	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
ホ 土地等使用権の存続期間の満了後に特定所有者不明土地を原状に回復するための措置の内容	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
ヘ その他国土交通省令で定める事項	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
イ 特定所有者不明土地の面積(特定所有者の全部の面積を含む。)	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。
ロ 特定所有者不明土地にある所有者不明土	下「事業区域」という。内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。

五 土地使用権の目的となる特定所有者不明土	地(以下この款(次条第一項第二号を除く。)において単に「特定所有者不明土地」という。)の所在、地番、地目及び地積を確知することができない事情
四 裁定申請をする理由	二 特定所有者不明土地等の確知権利者(土地又は当該土地にある物件に關し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。)の全部の氏名又は名称及び住所
三 事業区域	二 特定所有者不明土地等の確知権利者(土地又は当該土地にある物件に關し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。)の全部の氏名又は名称及び住所
一 事業者の氏名又は名称及び住所	二 特定所有者不明土地等の確知権利者(土地又は当該土地にある物件に關し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。)の全部の氏名又は名称及び住所
二 事業の種別(第一條第二項各号に掲げる事業の別をいう。)	二 特定所有者不明土地等の確知権利者(土地又は当該土地にある物件に關し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。)の全部の氏名又は名称及び住所

4 前項第三号及び第四号の意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ことができなかつたときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得	八 特定所有者不明土地等(特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
五 その他国土交通省令で定める書類	九 土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
四 事業の実施に關して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合において権限を有する行政機関の長の意見書	九 土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
三 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の長の意見書	九 土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書	九 土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
イ 認可その他の処分を必要とする場合において権限を有する行政機関の長の意見書	九 土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
ロ 特定所有者不明土地にある所有者不明土	九 土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査することができる。

6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裁定の通知等)
第十四条 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び前条第二項各号に掲げる事項を、裁定申請をした事業者及び当該事業に係る特定所有者不明土地所有者等で知っているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

(裁定の効果)

第十五条 裁定について前条の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、裁定申請をした事業者は、土地使用権等を取得し、特定所有者不明土地等に関するその行使を制限される。

(損失の補償)

第十六条 裁定申請をした事業者は、次項から第六項までに定めるところにより、土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受けける損失を補償しなければならない。

2 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。
3 土地使用権等の取得の対価の額に相当する補

償金の額は、近傍類似の土地又は近傍同種の物件の借賃その他の当該補償金の額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の額とする。

4 特定所有者不明土地の一部を使用することにより残地の価格が減じ、その他残地に関して損失が生ずるときは、当該損失を補償しなければならない。

5 特定所有者不明土地の一部を使用することにより残地に通路、溝、垣その他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

6 前三項の規定による補償のほか、土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が通常受ける損失は、補償しなければならない。

(補償金の供託)

第十七条 裁定申請をした事業者は、裁定において定められた土地使用権等の始期までに、当該裁定において定められた補償金を特定所有者不^{明土地所有者等で確知することができないもの}明土地の共有持分の割合が明らかでない場合にあっては、当該特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者を含む)のために供託しなければならない。

(裁定の失効)

2 前項の規定による補償金の供託は、当該特定所有者不明土地の所在地の供託所にするものとする。

(裁定の失效)

第十八条 裁定申請をした事業者が裁定において定められた土地使用権等の始期までに当該裁定において定められた補償金の供託をしないとき

は、当該裁定は、その後その効力を失う。(土地等使用権の存続期間の延長)

第十九条 第十五条の規定により土地使用権等を取得した事業者(以下「使用権者」という。)は、二条までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

特定所有者不明土地	特定所有者不明土地又は当該	存続期間	第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項	第十一条第二項第五号	第十条第二項	次に掲げる事項	第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項	第十九条第一項に規定する使用権設定土地(その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。)	第十七条
特定所有者不明土地等	特定所有者不明土地等	存続期間	当該延長後の存続期間	第十条第二項第八号	第十条第二項	次に掲げる事項	第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項	第十九条第一項に規定する使用権設定土地(その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。)	第十八条
使用権設定土地又は当該使用	使用権設定土地等	存続期間	当該延長後の存続期間	第十条第三項第二号ハからホまで及び第十一项第五号	第十条第二項第一号ホ及び第十一项第六号	第一号ハ及びホ並びに第二号イ及びロ並びに第十一项第四号	第一号ハ及びホ並びに第二号イ及びロ並びに第十一项第四号	第十九条第一項に規定する使用権設定土地(その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。)	第十六条
特定所有者不明土地	特定所有者不明土地	存続期間	当該延長後の存続期間	第十条第三項第二号ハからホまで及び第十一项第五号	第十条第二項第一号ホ及び第十一项第六号	第一号ハ及びホ並びに第二号イ及びロ並びに第十一项第四号	第一号ハ及びホ並びに第二号イ及びロ並びに第十一项第四号	第十九条第一項に規定する使用権設定土地(その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。)	第十五条

官 報 (号 外)

第十一条第三項第二号ホ		土地使用権等を取得する 土地等使用権の存続期間を延長する	
第十二条第一項第一号	特定所有者不明土地所有者等	特定所有者不明土地	使用権設定土地所有者等
第十二条第一項第二号	存続期間	存続期間を延長する期間	
第十二条第四項	六月間	三月間	
3 都道府県知事は、前項において準用する第十二条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請を却下する場合を除き、同項の規定による裁定の申請をした使用権者が有する土地等使用権の存続期間を延長することが当該申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をしなければならない。		4 第十三条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第十三条第二項	次に掲げる事項	第一号、第二号及び第四号に掲げる事項	
第十三条第二項第一号	特定所有者不明土地	第十九条第一項に規定する使用権設定土地(その一部を使用しようとする場合にあっては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。)	
第十三条第二項第三号	存続期間	存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間	
第十三条第二項第四号並びに第十六条第一項及び第六項	土地使用権等を取得する	土地等使用権の存続期間を延長する	
第十三条第二項第四号	特定所有者不明土地所有者等	使用権設定土地等(使用権設定土地等(使用権設定土地又は当該使用権設定土地に有する所有者不明物件をいう。以下同じ。)に有する者をい	
（標識の設置）		第二十条 使用権者は、国土交通省令で定めるところにより、使用権設定土地の区域内に、当該使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けなければならぬ。ただし、当該区域内に設けることが困難であるときは、事業区域内の見やすい場所にこれを設けることができる。	
2 何人も、前項の規定により設けられた標識を使用権者の承諾を得ないで移転し、若しくは除外し、又は汚損し、若しくは壊してはならない。（裁定に基づく地位の承継）		2 の款において単に「裁定」という。）に基づく地位を承継する。（権利の譲渡）	
第二十一条 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の使用権者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、当該使用権者が実施する事業の全部を承継する法人に限る。)は、当該使用権者が有していた第十三条第一項の裁定(第十九条第三項の裁定を含む。以下こ		第二十二条 使用権者は、土地使用権等の全部又は一部を譲り渡そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該使用権者は、土地使用権等の全部を譲り渡そうとするときはその実施する事業のうち当該土地使用権等の一部に対応する部分を併せて譲り渡さなければならぬ。	
2 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。		3 第一項の承認に係る土地使用権等の全部又は一部を譲り受けた者は、使用権者が有していた	
裁定に基づく地位を承継する。		裁定に基づく地位を承継する。	
第十三条第三項		存続期間	土地等使用権の存続期間を延長する期間
第十三条第五項、第十六条第四項及び第五項並びに第十七条第二項	特定所有者不明土地	使用権設定土地	
第十四条、第十六条第一項及び第六項並びに第十七条第一項	特定所有者不明土地所有者等	使用権設定土地所有者等	
第十五条	は、土地使用権等を取得し	が有する土地等使用権の存続期間は、延長され	
第十五条及び第十七条第一項	特定所有者不明土地等	使用権設定土地等	
第十六条第三項	において定められた土地使用権等の始期	による延長前の土地等使用権の存続期間の満了の日	
第十七条第一項及び前条	土地使用権等の取得	土地等使用権の存続期間を延長する	

官報 (号外)

(裁定の取消し)

第二十三条 都道府県知事は、使用権者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁定(前条第一項の承認を含む。以下この条において同じ。)を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 實施する事業が第十一條第一項各号(第二号を除き、第十九條第二項において準用する場合を含む。)に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

三 正當な理由なく裁定申請(第十九條第一項の規定による裁定の申請を含む。)に係る事業計画に従つて事業を実施していないと認められるとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により裁定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 裁定は、前項の規定による公告があつた日以後その効力を失う。

(原状回復の義務)

第二十四条 使用権者は、土地等使用権の存続期間が満了したとき又は前条第一項の規定により裁判が取り消されたときは、使用権設定土地を原状に回復し、これを返還しなければならない。ただし、当該使用権設定土地を原状に回復しないことについてその確知所有者の全ての同意が得られたときは、この限りでない。

(原状回復命令等)
2 都道府県知事は、前項の規定により使用権設定期限を定めて、使用権設定土地を原状に回復することを命ずることができる。

第二十五条 都道府県知事は、前条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、使用権設定土地を原状に回復することを命ずることができる。

て、過失がなくて当該原状回復を命ずべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置

することができる。この場合においては、その者に相当の期限を定めて、当該原状回復を行はなければならない。

3 前項の規定により使用権設定土地の原状回復を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告及び立入検査)
第二十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、使用権者(裁定申請をしている事業者でまだ土地使用権等を取得していないもの及び使用権者であつた者を含む。)以下の項目において同じ。)に対し、その事業に

関し報告をさせ、又はその職員に、使用権者の事務所、使用権設定土地その他の場所に立ち入り、その事業の状況若しくは事業に係る施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十三條第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二節 特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例

(裁定申請)
第二十七条 起業者(土地収用法第八條第一項に

規定する起業者をいう。以下同じ。)は、同法第二十条の事業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地(同法第十七條第一項第二号に規定する起業地をいう。)内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするとき

は、同法第二十六條第一項の規定による告示があつた日(同法第三十一條の規定により収用又は使用の手続が保留されていた特定所有者不明土地にあつては、同法第三十四条の三の規定による告示があつた日)から一年以内に、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができる。

2 前項の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」という。)をしようとする起業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 一 起業者の氏名又は名称及び住所
二 事業の種類

4 一 収用し、又は使用しようとする特定所有者不明土地(以下この款(次条第一項各号列記以外の部分及び第二十九條第一項を除く。)において単に「特定所有者不明土地」という。)の所在、地番、地目及び地積

5 四 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

6 五 特定所有者不明土地等(特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件をいう。次項第二号ハ及び第三十一條第三項において同じ。)の引渡し又は当該物件の移転の

所有者不明土地等の引渡し等の期限」という。)

7 特定所有者不明土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地収用法第四十条第一項第一号の事業計画書に記載すべき事項に相当するものとして国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書

2 一次に掲げる事項を記載した補償金額見積書イ 特定所有者不明土地の面積(特定所有者不明土地を含む一団の土地が分割されるごとに異なる場合にあつては、当該一団の土地の全部の面積を含む。)

3 ロ 特定所有者不明土地にある物件の種類及び数量

4 ハ 特定所有者不明土地等の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

5 ビ 特定所有者不明土地の確認関係人(土地において單に「関係人」という。)であつて、相当な努力が払われたと認められるものと

して政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第二項において同じ。)の全

部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

6 オ 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等特定所有者不明土地の所有者又は関係人をいう。以下同じ。)が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳

三 その他国土交通省令で定める書類

五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用す

ることにより特定所有者不明土地所有者等が受け
る損失の補償金の額

六 第三十五条第二項の規定による請求書又は

要文書の提出が並んで場合によつては採否の決定その他の当該請求又は要求に係る異

失の補償の方法に関する必要な事項

裁定は、前項第一号及び第四号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超えてはならず、

向項第五号の補償金の額については裁定申請に

。係る補償金の見積額を下限としなければならな

都道府県知事は、裁定をしようとするとき

は、第二項第五号に掲げる事項について、あらかじめ、又用委員会の意見を聽かなければならぬ。

ない。

収用委員会は、前項の規定により意見を述べる必要があると認めるときは、その委員又

はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る

特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入

り、その状況を調査させる」ことができる。

第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

(裁定の通知等)

二十二条 都道府県知事は、裁定をしたときは、逓減額を定めることとする。

より、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項

特定所有者不明土地所有者等で知れているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

裁定の効果)

卷之三

平成二十年六月六日 参議院会議録第二十六回

があつたときは、当該裁定に係る特定所有者不明土地について土地収用法第四十八條第一項の権利取得裁決及び同法第四十九條第一項の明渡裁決があつたものとみなして、同法第七章の規定を適用する。
(損失の補償に関する土地収用法の準用)
第三十五条 土地収用法第六章第一節(第七十六条、第七十七条後段、第七十八条、第八十一条、第八十三条まで、第八十六条、第八十七条规定)及び第九十条の二から第九十条の四までを除く。)の規定は、裁定に係る特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償について準用する。この場合において、同法第七十条ただし書中「第八十二条から第八十六条まで」とあるのは「所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法平成三十年法律第号。以下「所有者不明土地法」という。)第三十五条第一項において準用する第八十四条又は第八十五条第一項と「都道府県知事の裁定」と、同法第七十一条中「権利委員会の裁決」とあるのは「都道府県知事の裁定」と、同法第七十二条第一項と「裁決」とあり、並びに同法第七十三条、第八十一条第二項及び第八十五条第二項中「明渡裁決」とあるのは「所有者不明土地法第三十二条第一項の裁定」と、同法第八十四条第一項と「起業者」と、同項及び同条第二項、同条第三項において準用する前条」と、同法第八十五条第一項と「起業者」、土地所有者又は関係人」とあるのは「所有者不明土地法第三十五条第一項において準用する前条」と、同法第八十四条第一項と「起業者」と、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに同法第八十五条第一項と「收用委員会」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十四条第一項と「起業者」と、同条第三項及び同法第八十五条第二項中「裁定を適用する。

2 前項において準用する土地収用法第七十九条の規定による請求又は同項において準用する同法第八十四条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による要求をしようとする起業者は、裁定申請をする際に、併せて当該請求又は要求の内容その他国土交通省令で定める事項を記載した請求書又は要求書を都道府県知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第三十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができること。

2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

第二款 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例

第三十七条 施行者 都市計画法昭和四十三年法律第百号)第四条第十六項に規定する施行者をいう。第三項において同じくは、同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業(同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。第三十九条第一項及び第四十六条第二号において同じく)について、その事業地(同法第六十条第二項第一号に規定する事業地をいう。内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、当該

特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の取用又は使用についての裁定を申請することができる。

第二十七条第二項及び第三項、第二十八条から第三十条まで並びに第三十一一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「起業者は」とあるのは「施行者(都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。以下同じ。)」と、同項第一号、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項中「起業者」とあるのは「施行者」と、第二十七条第三項第一号及び第二号二、第二十八条第一項第三号イ、第三十条第二項並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「土地收回用法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地收回用法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 都道府県知事は、前項において準用する第二十九条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請(以下この項において「裁定申請」という。)を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした施行者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の收回又は使用についての裁定をしなければならない。

一 裁定申請に係る事業が都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された事業と異なるとき。

おいて準用する場合を含む。)の事業計画と著しく異なるとき。

第三十二条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、第三十三条中「起業者」とあるのは「施行者(都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。以下同じ。)」と、第三十四条及び第三十五条中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と、同条第一項中「起業者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例

第三十八条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長(次条第五項において「国の行政機関の長等」という。)は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。

第四章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

第一節 土地所有者等閏連情報の利用及び提供

第三十九条 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業(以下「地域福利増進事業等」という。)の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等(土地又

は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。)を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等閏連情報

うちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等閏連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等閏連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等閏連情報を提供することについて本人(当該土地所有者等閏連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対する求めれば足りる。

5 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の情報を知る必要があるときは、当該土地所有者等の

探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等閏連情報の提供を求めることができる。

第二節 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例

(職員の派遣の要請)

第四十条 登記官は、起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地につきその所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地につきその所有権の登記名義人の死亡後十年以上三十年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、當該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨その他当該探索の結果を確認するため必要な事項として法務省令で定めるものをその所有権の登記に付記することができる。

第四十一条 地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

(職員の派遣の配慮)

第四十二条 國土交通大臣は、前条の規定による要請があつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

第四十三条 地方公共団体は、地域福利増進事業を実施しようとする者その他の所有者不明土地を使用しようとする者の求めに応じ、所有者不明土地の使用の方法に関する提案、所有者不明土地の境界を明らかにするための措置に関する助言、土地の権利関係又は評価について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の援助を行ふよう努めるものとする。

第三節 地方公共団体の登記等の手数料

第四十四条 都道府県は、第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による裁定の申請に係る手数料の徴収については、当該裁定の申請をする者から、実費の範囲内において、当該事務の性質を考慮して損失の補償金の見積額に応じ政令で定める額を徴収することを標準として条件を定めなければならない。

よる所有権の登記にする付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに第二項の規定による勧告及び通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第五章 雜則

官 報 (号 外)

(権限の委任)

第四十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(事務の区分)

第四十六条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十

五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第二項、第三十五条第一項において準用する同法第八十四条第三項において準用する

同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項に規定する事務(同法第十七

七条第一項各号に掲げる事業又は同法第二十条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る)。

二 第三十七条第二項において準用する第二十

八条、第二十九条及び第三十条第一項、第三

十七条第三項、同条第四項において準用する

第三十三条、同項において準用する第三十五

条第一項、第三十七条第四項において準用す

る第三十五条第一項において準用する同法第

八十四条第三項において準用する同法第八十

三条第三項から第六項まで並びに第三十七条

第四項において準用する第三十六条第一項に

規定する事務(都市計画法第五十九条第一項

から第三項までの規定により国土交通大臣の

認可又は承認を受けた都市計画事業に関する

ものに限る。)

(省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令又は法務省令で定める。

(経過措置)

第四十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第四十九条 第二十五条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第五項(第十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第五項若しくは第三十六条第一項(第三十七条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反し

三 第二十六条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者前項(第二号)第二十条第二項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節、第四

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節、第四

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法の一部を次のように改正する。

3 別表第一に次のように加える。

(検討)

十四年法律第四十六条並びに第六章並びに附則第

三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十四年法律第四十六条並びに第六章並びに附則第

三項の規定は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

官報 (号外)

削り、「連鎖化事業者」の下に「(第十八条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ)、認定管理統括事業者(第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ)及び管理関係事業者(第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項各号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の一号を加える。

〔次に〕に、「エネルギー管理企画推進者」を「前条第一項に規定する業務に關し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

ギー管理員を「前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他經濟産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー

3 二 第七条第二項の政令で定めるところにより
算定した工ネルギーの年度の使用量について
前項の政令で定める数値以上となる見込みが
なくなつたとき。
経済産業大臣は、前項の申出があつた場合に

第一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に關し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

ギー管理員」という。」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第一種指定事業者は」の下に、「第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には」を加え、「前項第一号に掲げる者のうちから」を「当該」に改め、「に

おいて、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消しものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様と

三 連鎖化事業者となつたときは、第七条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

二 工ネルギー管理士免状(第五十一条に規定する工ネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。)の交付を受けている者第七条の三第二項中「第十三条第一項第一号」を「前項第一号」に、「同条第二項に規定する」を「経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行つ工ネルギー管理企画推進者

選任した者】を削り、同条第四項を削り、同条を
第十二条とし、同条の次に次の見出し及び一条を
加える。
(第一種エネルギー管理指定工場等の指定等)
第十三条 経済産業大臣は、特定事業者が設置し
ている工場等のうち第一種エネルギー管理指定
工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政
令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を同項の規定によ
り指定するときは、当該工場等に係る第一項の
工場等における第七条第二項の政令で定めると
ころにより算定したエネルギーの年度の使用量
が第十条第一項の政令で定める数値以上となつ
た場合であつて、当該工場等を同項の規定によ
り指定するときは、当該工場等に係る第一項の
4 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定
する。

第八条の見出しを削り、同条第一項中「エネルギー管理者」を「第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(次項において「エネルギー管

特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

2
特定事業者のうち前項の規定により指定される。
第十四条第一項中「毎年度」を削り、「により」
十五條を第十六条とする。
第十七条を削り、第十六条を第十七条とし、第
十五條を第十六条とする。
大臣に通知するものとする。
等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。
を下回らない数値であつて政令で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場とする。

理者」という。」に改め、同条を第十二条とする。
第七条の四の見出しを削り、同条第一項中「工場等(以下)を「工場等(次条第一項及び第十三条第一項において)に、「者(以下)を「者(次条及び第十二条第一項において)に、「同項」を「前項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「第一種エネルギー管理指定工場等の指定等」を付する。

第七条の二第一項中「第十四条第一項」を「第五条第一項」に改め、「以下」の下に「この条及び次条第一項において」を加え、同条を第八条とする。
第十二条を削る。

第十三条の見出しを削り、同条第一項中「第八条第一項各号」を「前条第一項各号」に改め、「設置している者(以下)」の下に「この条において」を加

た工場等(第四項及び次条第一項において「第二種エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(同条において「第一種特定事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

同条の前に次の二条を加える。

第十四条 第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の

卷之三

官 報 (号 外)

一 第八条第一項、第九条第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十四條第一項、第二十三條第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第四十二条第一項、第六条第一項、第四十一条第一項、第四十四条第一項の規定に違反して選任しなかつた者

二 第十七條第五項、第二十八條第五項、第十九條第五項、第一百四條第三項、第一百十二条第三項、第一百六十六条第三項、第一百二十八条第三項、第一百三十三条第三項、第一百四十二条第三項、第一百四十六條第三項、第一百四十八条第三項、第一百五十一條第三項又は第一百五十三条第三項の規定による命令に違反した者

第九十五条を第一百七十条とする。

第九十四条中「第三十二条第一項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第六十五条第二項又は第七十七条第二項」に改め、同条を第一百六十九条とする。

第九十三条第一号中「第三十条第一項」を「第五十二条第二項又は第六十三条第一項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第九十三条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

三 第九十六条の規定による確認調査の業務の停止の命令に違反した者

第九十三条を第一百六十八条とする。

第九十二条第一項中「第八十七条第三項」を「第二項中「第八十七条第九項」を「第一百六十二条第九項」に改め、第八章中同条を第一百六十七条とする。

第九十一条を第一百六十六条とし、第九十条を第一百六十五条とする。

第八十九条第一項中「第二十八条(第二十九条第四項)を第六十一条(第六十二条第四項)に、「第三十二条(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十九条」を「第六十五条、第七十七条又は第九十六条」に改め、同条を第一百六十条とする。

第八十八条第一項中「エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三条第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)」を「第九条第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)」を受けようとする者、第十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十三条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十五条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十六条第一項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十七条又は第三十八条に改め、同条を第一百六十条とする。

者、第四十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第四十四条第一項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者又はエネルギー管理士免状の交付若しくは再交付に改め、同条第二項中「手数料は」の下に「第五十二条第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がそのエネルギー管理士免状の交付又は再交付を受けようとする者及び」を加え、同条を第百六十三条とする。

第八十七条第一項中「第七条の四第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)を「第十条第一項」に、「第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を「第十三条第一項」に、「第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を「第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」に改め、「第四项」の下に「第二十一条第一項及び第三项、第二十四条第一項及び第三项、第三十二条第一項及び第三项、第三十五条第一項及び第三项、第四十条第一項及び第三项並びに第四十三条第一项及び第三项」を加え、同条第二項中「第七条の二第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第十三

項(同条第二項において準用する場合を含む。)に
「おいて準用する場合を含む。以下この条において
同じ。」を「第八条第一項、第九条第一項、第十一
十条第一項、第三十一条第一項、第三十三条第一
項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四
项、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三
十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十四条
第一項」に、「又は特定連鎖化事業者」を「特定連
鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事
業者」に改め、同条第三項中「第七条の二第一項、
第七条の三第一項、第七条の四第一項」を「第八条
第一項、第九条第一項、第十条第一項」に、「第八
条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項」を
「第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第
一項」に、「並びに第十九条第一項及び第四項」を
「、第十四条第一項、第十八条第一項及び第四
项、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一
条第一項及び第三项、第二十二条第一項、第二十二
条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び
第三项、第三十六条第一項、第二十四条第一項及び
第三项、第三十七条第一項、第四十条第一項及び
第三项、第三十二条第一項及び第三项、第三十三条第
一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び
第三项、第三十六条第一項、第四十条第一項及び
第三项、第四十二条第一項、第四十二条第一項、
第四十三条第一項及び第三项、第四十四条第一項
並びに第五十条に、「又は特定連鎖化事業者」を
「特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管
理関係事業者又は第四十六条第一項の認定を受け
た者(特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理
統括事業者及び管理関係事業者を除く。)」に改
め、同条第六項中「第五十四条第一項」を「第一百
条第一項」に、「第六十八条第一項」を「第一百二十五

るときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第九十九条第二項及び第一百二十三条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定航空輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定航空輸送事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、當該特定航空輸送事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章第三節を同様第四節とする。

第四章第二節中第七十条を第一百二十九条とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置

(認定管理統括貨客輸送事業者)

第一百三十条 貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者(以下「貨物輸送事業者」という。)は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該貨客輸送事業者と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であつて貨客輸送事業者であるもの(以下この項及び次項第二号において「密接關係貨客輸送事業者」という。)と一体的に行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使

用の合理化を推進する場合には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接關係貨客輸送事業者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として国土交通省令で定める要件に該当する者であること。

二 当該貨客輸送事業者及びその認定の申請に係る密接關係貨客輸送事業者の政令で定める輸送能力の合計が政令で定める基準以上であること。

2 国土交通大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前項第一号に規定する国土交通省令で定める要件に該当しなかつたとき。

二 当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその認定に係る密接關係貨客輸送事業者(以下「管理關係貨客輸送事業者」という。)の前項第二号の政令で定める輸送能力の合計が同号の政

令で定める基準以上となる見込みがなくなつたとき。

三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。

(中長期的な計画の作成)

第一百三十二条 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項又は第一百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対して、当該認定管理統括貨客輸送事業者に付し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理關係貨客輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための

中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第百三十二条 認定管理統括貨客輸送事業者

毎年度、国土交通省令で定めるところにより、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理關係貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又

は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に關し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた認定管理統括貨客輸送事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対して、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(勧告及び命令)

第一款 貨客輸送連携省エネルギー計画等

(貨客輸送連携省エネルギー計画の認定)

第二百三十四条 貨客輸送事業者は、他の貨客輸送事業者と連携して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置(以下「貨客輸送連携省エネルギー措置」という。)に関する計画(以下「貨客輸送連携省エネルギー計画」という。)を作成し、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に提出して、その貨客輸送連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受け

ことができる。

2 貨客輸送連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貨客輸送連携省エネルギー措置の目標

二 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容及び

実施期間

定めるところにより、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他の旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に關し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令(旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。(勧告及び命令)

第百一十八条 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第百二十五条第一項の規定による指定に

係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百二十三

条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定

旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅

客の輸送に係る技術水準、同条第二項に規定す

る指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘査し、その判断の根拠を示して、当該旅客

輸送区分に係る旅客の輸送に係るエネルギーの使

用の合理化に關し必要な措置をとるべき旨の

勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受

けた特定旅客輸送事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聽いて、当該特定旅客輸送事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十七条を第一百二十四条とする。
第六十六条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同条第三項中「第五十二条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同条を第二百二十三条とする。

第四章第一節第二款の款名を次のように改め
第六十一条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第一百八十二条第一項」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第六十四条第一項中「第五十九条第一項」を「第一百一十二条第一項」に改め、同条を第二百二十二条とし、同条の次に次の九条を加える。

(認定管理統括荷主)
二 当該認定管理統括荷主及びその認定に係る密接関係荷主(以下「管理関係荷主」という。)の第百九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が同項の政令で定める量以上であること。

三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。

(中長期的な計画の作成)
3 経済産業大臣は、第一項の認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を当該荷主の事業を所管する大臣に通知するものとする。

(勧告及び命令)
第百六十二条 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に対し、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘査して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主が、正当な理由がなくてその

業大臣の認定を受けることができる。

2 その認定の申請に係る密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であるこ

と。
二 当該荷主及びその認定の申請に係る密接関係荷主の前年度における第百九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に關し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の国土交通省令(旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けたときには、その旨を公表することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主がその勧告に従わなかつたとき

は、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた

認定管理統括荷主が、正当な理由がなくてその

業大臣の認定を受けることができる。

2 その認定の申請に係る密接関係荷主と一体

的に行うエネルギーの使用の合理化のための

措置を統括して管理している者として経済産

業省令で定める要件に該当する者であるこ

と。
二 当該荷主及びその認定の申請に係る密接関

係荷主の前年度における第百九条第一項の政

令で定めるところにより算定した貨物輸送事

業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が同

項の政令で定める量以上であること。

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者(以

ずれかに該当するときは、その認定を取り消す

ことができる。

一 前項第一号に規定する経済産業省令で定め

る要件に該当しなかつたとき。

2 当該認定管理統括荷主及びその認定に係る

密接関係荷主(以下「管理関係荷主」という。)

の第百九条第一項の政令で定めるところによ

り算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物

の年度の輸送量の合計量が同項の政令で定め

る要件を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(貨物

輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー

の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出

量に係る事項に限る)を定め、又はこれを変更

しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に

協議しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(貨物

輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー

の使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの

使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギー

の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出

量に係る事項を含む)及び旅客の輸送に係るエネル

ギーの使用の合理化のために必要な措置の

実施の状況に關し、当該指定に係る旅客輸送区

分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交

通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令(旅客

の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生す

る二酸化炭素の排出量に係る事項に限る)を定

め、又はこれを変更しようとするときは、あら

かじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(勧告及び命令)

第百一十八条 国土交通大臣は、特定旅客輸送事

業者の第百二十五条第一項の規定による指定に

係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百二十三

条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定

旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅

客の輸送に係る技術水準、同条第二項に規定す

る指針に従つて講じた措置の状況その他の事情

を勘査し、その判断の根拠を示して、当該旅客

輸送区分に係る旅客の輸送に係るエネルギーの使

用の合理化に關し必要な措置をとるべき旨の

使用の合理化に關し必要な措置をとるべき旨の

勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた

特定旅客輸送事業者がその勧告に従わなかつた

ときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受

けたときには、その旨を公表することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認

定管理統括荷主がその勧告に従わなかつたとき

は、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた

認定管理統括荷主が、正当な理由がなくてその

業大臣の認定を受けることができる。

2 その認定の申請に係る密接関係荷主と一体

的に行うエネルギーの使用の合理化のための

措置を統括して管理している者として経済産

業省令で定める要件に該当する者であるこ

と。
二 当該荷主及びその認定の申請に係る密接関

係荷主の前年度における第百九条第一項の政

令で定めるところにより算定した貨物輸送事

業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が同

項の政令で定める量以上であること。

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者(以

ずれかに該当するときは、その認定を取り消す

ことができる。

一 前項第一号に規定する経済産業省令で定め

る要件に該当しなかつたとき。

2 異なる規定による認定を受けた者は、その認定

を受けたときの規定による認定を受けたものと

みなされる。

ギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるとときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたとき

は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業者につ

いては、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項第四十八条第

5 経済産業大臣は、第一項の経済産業省令(工

ネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

6 第八十二条 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化

事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下この項、次項及び第

7 第八十三条 第四十六条第一項の認定を受けた者

が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等(当該管理関係事業者が設置してい

8 第八十四条 第四十六条第一項の認定を受けた者

が設置している当該連鎖化事業に係る工場等ににおけるエネルギーの使用量その他のエネルギーの

9 第八十五条 第四十六条第一項の認定を受けた者

が設置している当該連鎖化事業に係る工場等にエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消

10 第八十六条 第四十六条第一項の認定を受けた者

が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に

事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした特定連鎖化

事業者が設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業に係る全ての工場等に

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたと

きは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化

事業者(当該特定連鎖化事業に係る工場等に

5 経済産業大臣は、第一項の経済産業省令(工

ネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

6 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業

者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十七条第一項(第四

7 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業

者について、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

8 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業

者について、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

9 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業

者について、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

10 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業

者について、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

11 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業

者について、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

12 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業

者について、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の効率及びエネルギーの

使用者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第三十八条第一項第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第三十九条の規定は、適用しない。

2 登録調査機関は、確認調査をした認定管理統括事業者が設置している全ての工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等(当該管理関係事業者が設置している全ての工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。)及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。)におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたと

きは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた第四十六条第一

項の認定を受けた者について、当該書面の交

付を受けた日の属する年度においては、第四十

九条の規定は、適用しない。

第三十八条第一号中「第十三条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第七十三条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第三章第三節中第三十八条を第七十九条とし、第三十七条を第七十三条とし、同条の次に次の五条を加える。

(事業計画等)

第七十四条 指定講習機関は、毎事業年度開始前に(第九条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(役員及び職員の地位)

第七十五条 エネルギー管理講習の業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他

の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第七十六条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十七条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなかつたと認めたときは、指定講習機関に対し、同条各号に

適合するため必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めたときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講習の業務に監督上必要な命令をすることができる。

第三章第三号に適合しなかつたときは、第九条第一項第一号の指定を取り消さなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十二条第三号に適合しなかつたときは、第九条第一項第一号の指定を取り消さなければならない。

(指定の各号)

2 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第七十一条第二号に該当するに至つたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けたエネルギー管理講習業務規程によらないでエネルギー管理講習の業務を行つたとき。

四 第七十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

(欠格条項)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項第一号の指定を受けることができない。

一 第七十七条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうちに、この法律又

はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

がある者

(指定の基準)

第七十一条 経済産業大臣は、第九条第一項第一号の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしない。

2 エネルギー管理講習の業務に監督上必要な命令を記載しなければならない。

五 不正の手段により第九条第一項第一号の指定を受けたことが判明したとき。

(帳簿の記載)

第七十八条 指定講習機関は、帳簿を備え、エネルギー管理講習の業務に監督上必要な命令を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 エネルギー管理士

第三十五条第一号中「第十条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第五十八条」に改め、同条第三号中「第三十二条」を「第六十五条」に改め、第三章第二節中同条を第六十八条とする。

第三十四条第一項中「第二十五条」を「第五十八条」に、「第三十二条第二項」を「第六十五条规定」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第五十八条」に、「第三十二条」を「第六十五条」に改め、

この条、第三十八条第一号及び第八十八条第一項において同じ。」を「第九条第一項第一号」に、「第十三条第一項第一号及び第三号」を「同号」に、「(第十八条第一項において準用する場合を含む。第八十八条第一項において同じ。)」を「第十二条第二項、二項、第二十五条第二項、第三十三条第二項、第四十二条第三項及び第四十四条第二項」に、「第九十四条」を「第一百六十九条」とし、同条第二項を削り、同条を第六十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

二 前号のエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

四 エネルギー管理講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつてエネルギー管理講習の業務が不公正にならぬおそれがないものであること。

(エネルギー管理講習業務規程)

第七十二条 指定講習機関は、エネルギー管理講習の業務の実施に関する規程(以下「エネルギー管理講習業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 エネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

三 経済産業大臣は、第一項の認可をしたエネルギー管理講習業務規程がエネルギー管理講習の業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、エネルギー管理講習業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

四 前号のエネルギー管理講習の業務の実施の方法その他の事項についてのエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画が、エネルギー管理講習の業務の適確な実施のため適切なものであること。

二 前号のエネルギー管理講習の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

2 第一種指定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

(第二種連鎖化工エネルギー管理指定工場等の指定等)

第二十四条 経済産業大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち第一種連鎖化工エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定されたエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて第十三条第一項の政令で定めるもの以上であるものを第一種連鎖化工エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用的合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第四項及び次条第一項において「第二種連鎖化工エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(同条において「第一種特定連鎖化事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第七条第二項の政令で定めるところにより

3 算定したエネルギーの年度の使用量について
第十三条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。
経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいづれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

(中長期的な計画の作成)

3 第二種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるとところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるとところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第二種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

にエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

経済産業大臣は、前項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴つて発生する一酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(合理化計画に係る指示及び命令)

3 算定したエネルギーの年度の使用量について 第十三条第一項の政令で定める数値以上とな る見込みがなくなつたとき。
3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合に おいて、その申出に理由があると認めるとき は、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り 消すものとする。前項の申出がない場合において、 当該工場等につき同項各号のいずれかに掲 げる事由が生じたと認められるときも、同様と する。
4 経済産業大臣は、第二種連鎖化工エネルギー管 理指定工場等における第七条第二項の政令で定 めることにより算定したエネルギーの年度の 使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上 となつた場合であつて、当該工場等を第二十一 条第一項の規定により指定するときは、当該工 場等に係る第一項の規定による指定を取り消す ものとする。
5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又 は前二項の規定による指定の取消しをしたとき は、その旨を当該工場等に係る事業を所管する 大臣に通知するものとする。
第二十五条 第二種特定連鎖化事業者は、経済産 業省令で定めるところにより、その設置してい る第二種連鎖化工エネルギー管理指定工場等によ り、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、 第二種連鎖化工エネルギー管理指定工場等におけ るエネルギーの使用の合理化に関する、エネル ギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用 の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定 める業務を管理する者(以下この条において「エ ネルギー管理員」という。)を選任しなければな らない。
第二種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第
3 一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を 選任した場合には、経済産業省令で定める期間 ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣 又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところ により行うエネルギー管理員の資質の向上を 定めるところにより、エネルギー管理員の選任 又は解任について経済産業大臣に届け出なけれ ばならない。
(中長期的な計画の作成) 第二十六条 特定連鎖化事業者は、経済産業省令 で定めるところにより、定期に、その設置してい る工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連 鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事 業に係る工場等について第五条第一項に規定す る判断の基準となるべき事項において定められ たエネルギーの使用の合理化の目標に関し、そ の達成のための中長期的な計画を作成し、主務 大臣に提出しなければならない。
2 主務大臣は、特定連鎖化事業者による前項の 計画の適確な作成に資するため、必要な指針を 定めることができる。 3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、 これを公表するものとする。 (定期の報告)
第二十七条 特定連鎖化事業者は、毎年度、経済 産業省令で定めるところにより、その設置してい る工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連 鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事 業に係る工場等におけるエネルギーの使用量そ の他のエネルギーの使用の状況(エネルギーの使 用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生す る二酸化炭素の排出量に係る事項を含む)並び

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(工エネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(合理化計画に係る指示及び命令)

第二十八条 主務大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第一項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

3 主務大臣は、特定連鎖化事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定連鎖化事業者に對し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた特定連鎖化事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた特定連鎖化事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定連鎖化事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四款 認定管理統括事業者に係る措置

(認定管理統括事業者)

第二十九条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であつて工場等を設置しているもの(以下この項及び次項第二号において「密接関係者」という)と一體的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。

二 当該工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同数値以上であること。

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定管理統括事業者」という)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前項第一号に規定する経済産業省令で定めた要件に該当しなくなつたとき。

二 当該認定管理統括事業者及びその認定に係る密接関係者(以下「管理関係事業者」という)が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同

条第一項の政令で定める数値以上となる見込

みがなくなつたとき。

三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。

3 経済産業大臣は、第一項の認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理統括者)

第三十条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。)の工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同数値以上であること。

用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という)を選任しなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、認定管理統括事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

(エネルギー管理企画推進者)

第三十一条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者

(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

2 認定管理統括事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るために講習を受けさせなければならない。

3 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定め

るところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について第十条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

4 絏済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第三十二条 第一種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の

の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用的合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 認定管理統括事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第三十五条第一項において「第一種管理統括エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第三十四条第一項において「第一種認定管理統括事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について第十条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

4 絏済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第三十三条 第一種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案

他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に關し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 第三十九条 主務大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

4 2 王務大臣は、合理化計画が当該認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、当該認定管理統括事業者

に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

5 1 事業を行わなくなつたとき。
2 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について第十条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

6 1 業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもののうち政令で定めるもの
2 第一種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

4 1 第二種管理関係事業者に対する指示を受けた主務大臣は、第三項に規定する指示を受けるときは、その旨を公表することができる。
2 第二種管理関係事業者がその指示に従わなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該認定管理統括事業者に対し、その指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものによる指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5 第二種管理関係事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者(以下この条において「第二種指定管理関係事業者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

6 1 第二種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等については、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

7 第二種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等について、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理者」という。)を選任しなければならない。

8 1 第二種指定管理関係事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならぬ。ただし、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。

9 1 第二種指定管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案

2 前条第一項の認定を受けた者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る連携省エネルギー計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて連携省エネルギー措置を行つていいとき、又は前二項の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第四十八条 第四十六条第一項の認定を受けた特定事業者に関する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る当該工場等において使用し

たエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に係る当該工場等において使用したこととされるエネルギーの量」とする。

2 第四十六条第一項の認定を受けた特定連鎖化事業者に関する第二十七條第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る工場等において使用するエネルギーの量」とする。

括事業者に関する第三十八条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る工場等において使用したこととされるエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に係る工場等において使用したこととされるエネルギーの量」とする。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「新法」という。)第五十八条に規定する荷主に該当する者(この法律による改正前の工荷主に該当する者(この法律による改正前の工エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「旧法」という。)第五十条に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に係る工場等において使用したこととされるエネルギーの量その他の連携省エネルギー措置の実施の状況に關し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(調査等)

第三条 新法第二十九条第一項、第四十六条第一項、第一百三十三条第一項、第一百七十七条第一項、第一百三十四条第一項又は第三百三十四条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、これらの規定の例により、その申請を行うことができる。

(指定講習機関の指定についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十三条第一項第一号、旧法第十八条第一項において読み替えて準用する旧法第十三条第一項第一号、旧法第十九条の二第一項において準用する旧法第十三条第一項第一号又は旧法第十九条の二第二項において準用する同条第一項において準用する旧法第十三条第一項第一号の指定を受けている指定講習機関に係る当該指定は、新法第九条第一項第一号の指定とみなす。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定についての経過措置(特定連鎖化事業者が設置している工場等の指定についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の二第一項において準用する旧法第七条の四第一項の規定により指定されている第一種エネルギー管理指定工場等は、新法第二十一条第一項に改める。

第二条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の二第一項において準用する旧法第七条の四第一項に改める。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の二第一項において準用する旧法第七条の四第一項に改める。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の二第一項において準用する旧法第七条の四第一項に改める。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の二第一項において準用する旧法第七条の四第一項に改める。

第六条 前二条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二第二項第四号イ(2)、第十二条の三第三項第四号及び第三十条第四項第一号中「第八十条第一号イ」を「第一百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第一百四十五条第一項」に改める。

化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

投票者氏名
日程第一 氣候變動適應法案(内閣提出、衆議院
送付)

贊成者氏名

著氏名

二三四名

足立	愛知	敏之君
青山	繁晴君	治郎君
朝日健太郎君		
井上	義行君	
石井	準一君	
石井	正弘君	
石田	昌宏君	
礪崎	陽輔君	
今井繪理子君		
宇都	隆史君	
江島	潔君	
小川	克巳君	
尾辻	秀久君	
大沼みづほ君		
太田	房江君	
岡田	広君	
木村	義雄君	
金子原二郎君		

北村	経夫君
古賀友一郎君	
鴻池	祥肇君
佐藤	信秋君
山東	昭子君
島田	三郎君
進藤	金日子君
世耕	弘成君
そのだ修光君	
高野光二郎君	
滝沢	求君
武見	敬三君
鶴保	庸介君
徳茂	雅之君
中泉	松司君
中西	健治君
長峯	祐介君
二之湯	誠君
野上浩太郎君	
平野	成志君
馬場	達男君
牧野たかお君	
松下	基之君
松山	眞也君
丸山	藤木君
宮島	堀井君
喜文君	藤井君
元榮太一郎君	基之君
溝手	眞也君
顕正君	堀井君
三原じゅん子君	藤木君

上月	良祐君	こやり隆史君
佐藤	庸行君	酒井
未松	信介君	自見はなこ君
島村	大君	島村
関口	昌一君	高橋
高橋	克法君	滝波
堀故	茂文君	宏文君
豊田	俊郎君	芳文君
中西	哲君	克法君
中野	正志君	滝波
西田	昌司君	高橋
二之湯	智君	堀故
野村	哲郎君	島村
長谷川	岳君	未松
橋本	聖子君	佐藤
福岡	資麿君	関口
古川	俊治君	高階
藤川	政人君	恵美子君
舞立	昇治君	高階
松川	るい君	恵美子君
松村	祥史君	高階
丸川	珠代君	恵美子君
三木	亨君	高階
森	伸吾君	高階
宮沢	洋一君	高階
宮本	周司君	高階
まさご君	まさご君	高階

森屋	山崎	山田	山田	山田	吉川ゆうみ君	吉川	宏君
渡辺美知太郎君	正昭君	修路君	和田	政宗君	公造君	秋野	和田
河野	義博君	崇宗君	石川	佐々木さやか君	久武君	杉	竹内
宮崎	勝君	仁実君	西田	大作君	正明君	谷合	谷合
山口那津男君	孝典君	史哲君	若松	謙維君	伊藤	伊藤	山本
田名部匡代君	耕平君	君	幸久君	彦輝君	恵君	大塚	大塚
長浜	博行君	君	誠君	君	君	君	櫻井
浜口	君	君	君	君	君	君	君
藤田	君	君	君	君	君	君	君
増子	君	君	君	君	君	君	矢田わか子君
相原久美子君	君	君	君	君	君	君	君
石橋	通宏君	君	君	君	君	君	君

柳本	山谷えり子君	山下	山田
卓治君	山本	雄平君	俊男君
	順三君		
江崎	高瀬	渡邊	渡辺
	弘美君	美樹君	猛之君
有田	竹谷	伊藤	吉田
	とし子君	孝江君	博美君
森本	新妻	熊野	
	秀規君	正士君	
柳田	浜田	里見	隆治君
	昌良君		
芳生君	三浦	矢倉	
	信祐君	克夫君	
孝君	山本	横山	
	香苗君	信一君	
	大島	足立	
	九州男君	信也君	
	小林	石上	
	正夫君	俊雄君	
	德永	大野	
	工リ君	元裕君	
	羽田雄	浜野	
	一郎君	喜史君	
	森本	舟山	
	櫻葉賀津也君		
	真治君	康江君	
	稔君		

反対者氏名

○名

官 報 (号 外)

日程第一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

二二二

所有者不明土地の利
直法案(内閣提出、文
足立 敏之君 愛知 治郎君 青山 繁晴君 朝日健太郎君
鶴保 武見 滝沢 德茂 市井上 義行君 石井 準一君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君
雅之君 肇介君 敬三君 そのだ修光君 高野光二郎君 進藤金日子君 世耕 弘成君 佐藤 信秋君 島田 三郎君 山東 昭子君
高野光二郎君 進藤金日子君 世耕 弘成君 佐藤 信秋君 島田 三郎君 山東 昭子君

阿達	雅志君
青木	一彦君
赤池	誠章君
有村	治子君
井原	巧君
石井	浩郎君
磯崎	仁彥君
猪口	邦子君
岩井	茂樹君
上野	通子君
衛藤	晟一君
岡田	直樹君
木村	義雄君
片山	さつき君
大野	泰正君
岡田	直樹君
木村	義雄君
こやり	隆史君
島村	大君
酒井	庸行君
未松	自見はなこ君
関口	昌一君
高階	恵美子君
柘植	芳文君
當故	茂君
滝波	宏文君
高橋	克法君
俊郎	君

投票者氏名

中曾根弘文君	中泉	松司君
哲君	中西	中野
二之湯	西田	正志君
智君	昌司君	野村
岳君	哲郎君	橋本
長谷川	聖子君	平野
秋野	達男君	藤井
渡辺義知太郎君	基之君	藤木
河野	眞也君	堀井
佐々木さやか君	巖君	牧野たかお君
杉	丸山	松下
竹内	和也君	新平君
真二君	三原じゅん子君	松山
	溝手	政司君
	顯正君	山崎
	宮島	元榮太一郎君
	喜文君	森屋
	宏君	山田
	正昭君	山崎
	修路君	山田
	大太君	山本

中川	雅治君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	二之湯武史君	長峯 誠君	中西 祐介君
中西	健治君	馬場 成志君				
高瀬	芳正君	藤川 資麿君				
里見	古川 俊治君	福岡 政人君				
熊野	舞立	藤川 政人君				
魚住裕	松川 古川	福岡 資麿君				
竹谷とし子君	松村 古川	福岡 政人君				
伊藤	丸川 俊治君	福岡 政人君				
吉田	三宅 伸吾君	福岡 政人君				
山本	柳本 周司君	福岡 政人君				
渡邊	宮本 まさこ君	福岡 政人君				
渡辺	宮本 洋一君	福岡 政人君				
山谷えり子君	丸川 祥史君	福岡 政人君				
山本	珠代君	福岡 政人君				
山下	三木 亨君	福岡 政人君				
山田	柳本 雄平君	福岡 政人君				
山田	柳本 雄平君	福岡 政人君				
順三君	柳本 雄平君	福岡 政人君				
博美君	柳本 雄平君	福岡 政人君				
猛之君	柳本 雄平君	福岡 政人君				
美樹君	柳本 雄平君	福岡 政人君				
一郎君	柳本 雄平君	福岡 政人君				
孝江君	柳本 雄平君	福岡 政人君				
正士君	柳本 雄平君	福岡 政人君				
隆治君	柳本 雄平君	福岡 政人君				

谷合	正明君
西田	寔仁君
平木	勝君
宮崎	山口那津男君
山本	博司君
若松	謙維君
伊藤	孝恵君
磯崎	哲史君
大塚	耕平君
川合	孝典君
櫻井	充君
田名部	匡代君
長浜	博行君
浜口	誠君
藤田	幸久君
増子	輝彦君
矢田わか子君	
相原久美子君	
石橋	通宏君
小川	勝也君
風間	直樹君
川田	龍平君
杉尾	嘉隆君
斎藤	秀哉君
難波	獎二君
鉢呂	吉雄君
真山	勇一君
宮沢	由佳君
蓮	苗子君
東	徳君
石井	航君
清水	貴之君
藤巻	健史君
片山虎之助君	

新妻	秀規君
浜田	昌良君
三浦	克夫君
矢倉	信祐君
山本	香苗君
横山	信一君
足立	信也君
石上	俊雄君
大島	九州男君
九州	元裕君
大野	正夫君
小林	工リ君
樺葉賀津也君	徳永
羽田雄一郎君	江崎
浜野	喜史君
舟山	康江君
森本	真治君
柳田	有田
舟山	芳生君
江崎	孝君
小川	敏夫君
芝	小西
神本美恵子君	洋之君
那谷屋正義君	博一君
吉川	沙織君
石井	均君
片山	章君
儀間	大介君
高木かおり君	光男君
室井	邦彦君

日程第三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付) 賛成者氏名 一三五名

反対者氏名

I

一四名

青木 愛君
福島みづほ君
山本 太郎君
中山 恭子君
アントニオ猪木君
伊波 洋一君
平山佐知子君
郡司 彰君
山口 和之君

木戸口英司君
又市 征治君
行田 邦子君
松沢 成文君
藁師寺みちよ君
糸数 慶子君
藤末 健三君
野田 国義君
渡辺 喜美君

小川	克巳君
尾辻	秀久君
大沼みづほ君	
太田	房江君
岡田	広君
金子原二郎君	
北村	経夫君
古賀友一郎君	
鴻池	祥肇君
佐藤	信秋君
山東	昭子君
島田	三郎君
進藤	金日子君
関口	昌一君
高階	恵美子君
高橋	克法君
豊田	宏文君
柘植	芳文君
堂故	茂君
俊郎君	
中川	雅治君
中西	健治君
長峯	誠君
二之湯	武史君
野上	浩太郎君
羽生田	俊君
馬場	成志君
林	芳正君
藤川	資磨君
福岡	政人君
古川	俊治君
舞立	昇治君
るい君	

小野田紀美君	大家	敏志君
岡田	大野	泰正君
片山さつき君	木村	義雄君
上月 良祐君	木村	こやり隆史君
佐藤 啓君	酒井	庸行君
自見はなこと君	島村	大君
未松 信介君	未松	敬三君
そのだ修光君	滝沢	求君
高野光一郎君	武見	雅之君
中曾根弘文君	鶴保	庸介君
中西 哲君	徳茂	雅之君
中野 正志君	中泉	松司君
二之湯 智君	西田	昌司君
長谷川 岳君	野村	哲郎君
橋本 聖子君	平野	達男君
藤井 基之君	藤井	真也君
藤木 稔君	堀井	敏君
牧野たかお君	松下	新平君

丸川	松村	祥史君
三木	珠代君	
三宅	伸吾君	
宮沢	洋一君	
柳本	卓治君	
森	まさこ君	
山下	雄平君	
山田	卓男君	
山谷えり子君	山谷えり子君	
吉田	博美君	
山本	順三君	
渡辺	猛之君	
伊藤	美樹君	
魚住裕	一郎君	
里見	孝江君	
熊野	正士君	
高瀬	隆治君	
竹谷	弘美君	
新妻	秀規君	
浜田	昌良君	
山本	香苗君	
横山	信祐君	
三浦	信一君	
矢倉	克夫君	
足立	信也君	
石上	俊雄君	
大野	元裕君	
小林	正夫君	
徳永	エリ君	
榛葉賀津也君	大島九州男君	

羽田雄一郎君	浜野	舟山	森本	柳田	有田	江崎	小川	敏夫君	芳生君	孝君	稔君	真治君
神本美恵子君	小西	洋之君	芝	博一君								
那谷屋正義君	白	眞勲君										
福山	哲郎君											
牧山ひろえ君	吉川	沙織君	井上	哲士君	岩渕	友君	吉良よし子君	小池	晃君			
辰巳孝太郎君	片山	大介君	山下	芳生君	浅田	均君	高木かおり君	室井	邦彦君	又市	征治君	薬師寺みちよ君
儀間	光男君							木戸口英司君	成文君	松沢	行田	

浜口 藤田 増子 矢田わか子君
相原久美子君 幸久君 輝彦君
石橋 通宏君 小川 勝也君
風間 直樹君 斎藤 川田 龍平君
難波 奨二君 嘉隆君
杉尾 秀哉君 錆呂 宮沢 真山
蓮 由佳君 吉雄君 勇一君
市田 舶君 忠義君
倉林 智子君 明子君
紙 智子君 苗子君
仁比 武田 田村 仁比
山添 仁比 武田 田村
東 石井 片山虎之助
藤巻 健史君 貴之君
青木 福島みづ君 賀之助君
福島みづ君 太郎君 恭子君
中山 山本 アントニオ猪木君
伊波 洋一君

平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会における加藤勝信厚生労働大臣の発言に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年五月二十五日

参議院議長 伊達 忠一殿

川田 龍平

平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会における加藤勝信厚生労働大臣の発言に関する再質問主意書

平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会において、医師法施行規則第二十一条により定むる「処方せんの絶対的記載事項」に疾患名を追加するということに関し、加藤勝信厚生労働大臣から「推進する」との印象を与うる発言があつたことについての質問主意書(第百九十六回国会質問第八九号)を平成三十年五月一日に提出し、同月十一日に答弁書(内閣参質一九六第八九号。以下「答弁書」という。)を受領している。しかしながら、答弁書は、あまりにも誠実性に欠け、まつたくもつて答弁することをよしとしない政府の姿勢を示す内容であつた。ここに、再度、政府の見解を求めるので、真摯かつ的確に答弁されることを希望する。

反対者氏名	糸數 藤末 野田 渡辺 喜美君	慶子君 健三君 國義君	平山佐知子君 郡司 山口 和之君	彰君
-------	-----------------------------	-------------------	---------------------------	----

一 医師法第二十二条、健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険医療養担当規則に明記されている「処方せん」の定義をそれぞれ明らかにされたい。

二 前記一の「処方せん」を発行する目的について明らかにされたい。

三 政府は答弁書において、「処方せん」の管理責任については述べているところであるが、「処方せん」の所有権者については何より述べていなさい。医師が発行した「処方せん」には所有権が発生しうるのか明らかにされたい。

四 医師が発行した「処方せん」の発行から廃棄までの過程において、当該「処方せん」の所有権は誰に帰属しているのか、当該「処方せん」の所有権移転を生じさせる行為とともに具体的に明らかにされたい。

五 右質問する。

平成三十年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員川田龍平君提出平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会における加藤勝信厚生労働大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

する処方箋については、先の答弁書平成三十年五月十一日内閣参質一九六第八九号。以下「前回答弁書」という。一についてでお答えしたことおりである。また、処方箋について、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五十四条の規定においては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項各号に掲げる薬局(以下「保険薬局等」という。)から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる病院又は診療所(以下「保険医療機関等」という。)において、診療に従事する保険医(同法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。)又は医師若しくは歯科医師が交付した処方箋を当該保険薬局等に提出しなければならないこととされており、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十三条第一項の規定においては、保険医療機関(同法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。)において健康保険の診療に従事している保険医は、処方箋を交付する場合には、同令様式第二号若しくは第二号の二又はこれらに準ずる様式の処方箋に必要な事項を記載しなければならないこととされている。

三及び四について

お尋ねの「処方せん」には所有権が発生しているのか、「処方せん」の発行から廃棄までの過程において、当該「処方せん」の所有権は誰に帰属しているのか」及び「処方せん」の所有権移転を生じさせる行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、前回答弁書二についてでお答えしたとおり、健康保険法施行規則第五十四条の規定においては、保険薬局等から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方箋

する処方箋については、先の答弁書平成三十年五月十一日内閣参質一九六第八九号。以下「前回答弁書」という。一についてでお答えしたことおりである。また、処方箋について、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六三条の規定においては、保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。)は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならないこととされている。

陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年五月二十五日

参議院議長 伊達 忠一 殿 青木 愛

陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する質問主意書

参議院議長 伊達 忠一 殿 青木 愛

を当該保険薬局等に提出しなければならないこととされており、また、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則昭和三十二年厚生省令第十六号)第六三条の規定においては、保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる病院又は診療所(以下「保険医療機関等」という。)において、診療に従事する保険医(同法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。)又は医師若しくは歯科医師が交付した処方箋を当該保険薬局等に提出しなければならないこととされており、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十三条第一項の規定においては、保険医療機関(同法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。)において健康保険の診療に従事している保険医は、処方箋を交付する場合には、同令様式第二号若しくは第二号の二又はこれらに準ずる様式の処方箋に必要な事項を記載しなければならないこととされている。

三及び四について

お尋ねの「処方せん」には所有権が発生しているのか、「処方せん」の発行から廃棄までの過程において、当該「処方せん」の所有権は誰に帰属しているのか」及び「処方せん」の所有権移転を生じさせる行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、前回答弁書二についてでお答えしたとおり、健康保険法施行規則第五十四条の規定においては、保険薬局等から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方箋

を当該保険薬局等に提出しなければならないこととされており、また、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則昭和三十二年厚生省令第十六号)第六三条の規定においては、保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる病院又は診療所(以下「保険医療機関等」という。)において、診療に従事する保険医(同法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。)又は医師若しくは歯科医師が交付した処方箋を当該保険薬局等に提出しなければならないこととされており、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十三条第一項の規定においては、保険医療機関(同法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。)において健康保険の診療に従事している保険医は、処方箋を交付する場合には、同令様式第二号若しくは第二号の二又はこれらに準ずる様式の処方箋に必要な事項を記載しなければならないこととされている。

三 「参議院議員青木愛君提出陸上自衛隊オスプレイの配備先に關する第三回質問に対する答弁書」(内閣参質一九六第八四号)において政府は、V-22オスプレイの導入に際しての一時的な処置については、防衛省整備計画局防衛計画課を中心とした関係部署において検討しており、その内容については、「国機関の内部における検討に関する情報であつて、公にするこにより、率直な意見の交換又は意思決定の立性が不當に損なわれるおそれがあるものである」と答弁しているが、この「率直な意見の交換」とは、防衛省整備計画局防衛計画課を中心とした関係部署における意見の交換を意味しているのか。

四 前記三の答弁書にある「意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある」の「意思決定」は誰が行うのか。

五 V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置について、國の機関の内部における検討のみをもつて意思決定することは、一時的な处置としてV二二オスプレイの配備等が行われる可能性のある地域の住民に対する、地方自治の本旨に反する行為にあたらないのか。仮にあたらないとするならば、その理由を示されたい。

六 平成三十年五月二十二日、日米合同委員会は、「FAC三〇三三木更津飛行場の一部工作物の返還及び一部土地の共同使用について」を合意した。同合意について、事案概要には、「木更津飛行場において、陸上自衛隊施設(駐機場)を増設する用地として使用するため、一部工作物の返還及び一部土地の共同使用について日米合同委員会の承認を得たものである」と記載されている。本合意は何のためになされたものであるのか、陸上自衛隊が駐機場を増設する理由を含め、その目的を示されたい。

右質問する。

平成三十年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員青木愛君提出陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について
「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」
(平成二十五年十二月十七日閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成二十六年度～平成三十

年度)」(平成二十五年十一月十七日閣議決定)に基づいて陸上自衛隊に導入する垂直離着陸機V二二オスプレイ(以下「V二二」という。)十七機について、これまでに十三機について契約を締結しており、あくまで現時点の計画であり変更はあり得るが、平成三十年秋頃から順次我が国に輸送される予定である。

二について

お尋ねの「施設整備」とは、V二二等の配備のため佐賀空港の西側に計画している駐機場格納庫、隊舎、燃料タンク、弾薬庫等の施設の整備を意味している。

また、現時点においては、これらの施設の整備に着手していない。

三及び四について

お尋ねの「率直な意見の交換」とは、防衛省整備計画局防衛計画課を中心とした関係部署が行う検討において行われる意見の交換を意味しており、お尋ねの「意思決定」は、防衛省において行う予定である。

五について

お尋ねの「地方自治の本旨に反する行為」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの日米合同委員会合意については、木更津飛行場の陸上自衛隊施設駐機場に関し、多数のCH-47輸送ヘリコプターを駐機していることにより狭隘いとなつてきているため、これを増設して同ヘリコプターの運用のために必要な用地を確保することを目的として行ったものである。